

# 官報 号外

○第一百二十九回 衆議院会議録 第二十八号(一)  
平成三年五月八日(水曜日)

平成三年五月八日(水曜日)

議事日程 第十九号

平成三年五月八日

午前十時開議

第一 育児休業等に関する法律案(内閣提出、  
参議院送付)

留置施設法案(内閣提出)は、地方行政委員会に  
おいて、海上保安庁の留置施設に関する法律案(内閣提出)は、運輸委員会において閉会中  
審査するの件(議長発議)

○本日の会議に付した案件  
議員佐藤隆君逝去につき弔詞を贈呈することと  
し、弔詞は議長に一任するの件(議長発議)  
井上普方君の故議員佐藤隆君に対する追悼演説  
国会法の一部を改正する法律案(本院提出、参  
議院回付)

日程第一 育児休業等に関する法律案(内閣提  
出、参議院送付)

請願日程 看護職員賃金の抜本的改善に関する  
請願外六百四十四請願

子の権利条約の早期批准に関する請願外五  
百三十一請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十六常任委員会  
並びに災害対策特別委員会外七特別委員会に

平成三年五月八日 衆議院会議録第二十八号(一)

議員佐藤隆君逝去につき弔詞贈呈の件

故議員佐藤隆君に対する追悼演説

午後二時一分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

ません。

私は、ここに、諸君の御同意を得まして、議員  
一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べさせ  
ていただきます。

甲詞贈呈の件

○議員佐藤隆君は、去る四月十七日逝去されま  
す。

議員佐藤隆君は、去る四月十七日逝去されま  
した。まことに哀悼痛惜の至りいたえません。  
つきましては、同君に対し、弔詞を贈呈いたし  
たいと存じます。弔詞は議長に一任されたいと存  
じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

弔詞を朗読いたします。

【総員起立】

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに農  
林水産委員長の要職につき、また國務大臣の重  
任にあたられた議員、三位勲一等佐藤隆君の長  
逝を哀悼し、つっしんで弔詞をささげます。  
この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいま  
す。

○故議員佐藤隆君に対する追悼演説

○議長(櫻内義雄君) この際、弔意を表するた  
め、井上普方君から発言を求められております。  
これを許します。井上普方君。

【井上普方君登壇】

○井上普方君 大だいま議長から御報告のあります  
とおり、本院議員佐藤隆先生は、去る四月十  
七日に逝去されました。まことに痛惜の念にたえ  
ました。

御祖父は、戦中戦後を通じて衆議院議員、参議  
院議員として御活躍になり、また、伯父の佐藤與  
郡龟田町の旧家佐藤芳氏の次男として生まれ  
になりました。

井上普方君登壇 この際、弔意を表するた  
め、井上普方君から発言を求められております。  
これを許します。井上普方君。

私は、ここに、諸君の御同意を得まして、議員  
一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べさせ  
ていただきます。

私が、党派を超えて有余年にわたって先生と強  
く友情に結ばれましたのは、ともに超党派議員団  
の代表として、アジア諸国の人口問題国際会議に  
出席いたしまして、内外の政情を語り、人口問題  
の解決なくして人類の平和と繁栄はあり得ないと  
の共通の認識に基づくものございました。さら  
に、人間的に先生のさわやかで快活で情熱の塊の  
ような行動力に魅せられたからにほかなりませ  
ん。

人一倍責任感旺盛な先生は、本年一月ソウルで  
開かれました第七回人口と開発に関するアジア国  
会議員代表者会議に、既に病の身を押し、医師を  
同行いたしまして出席され、会議を成功裏に導か  
れたのであります。また、帰国後も、地元の市長  
選挙の応援に駆けつけるなど、あふれる責任感か  
ら政治家として奔走されていたのであります。  
しかし、三月半ば過ぎ入院されたと同いま  
て、御回復の一日前も早からんことを祈つております。  
したけれども、御家族の手厚い看護のかいもな  
く、御本復を見ることはなく、思いがけない急逝  
になりました。

佐藤隆先生は、昭和二年十二月、新潟県中蒲原  
郡龟田町の旧家佐藤芳氏の次男として生まれ  
ました。

井上普方君登壇 この際、弔意を表するた  
め、井上普方君から発言を求められております。  
これを許します。井上普方君。

井上普方君登壇 大だいま議長から御報告のあります  
とおり、本院議員佐藤隆先生は、去る四月十  
七日に逝去されました。まことに痛惜の念にたえ  
ました。

たのであります。このような家庭環境のもとで少年時代を先生は過ごされました。

先生は、旧制新潟中学に入学されましたが、折しも第二次大戦中でございました。愛国の情もだがたく、昭和十八年、甲種予科練に入隊し、厳しい訓練を受けられたのであります。

やがて終戦を迎えた郷里に帰られた先生は、我が國の發展のためには、まず食糧の安定供給体制の確立が必要であると熟慮いたされまして、東京農業大学に進まれました。

昭和二十四年、大学卒業と同時に農林中央金庫に入り、その後、農林漁業金融公庫に移られました。

昭和四十一年、農林漁業金融公庫調査役を退任された先生は、当時参議院議員であられた父君の右腕として秘書業務につかれ、長年にわたって培われた経験をもとに、鋭敏な感覚をもつて農業経営の近代化の推進など農業問題に積極的に取り組み、我が国農政の将来についてさらに研さんを積まれていたのであります。

としての第一歩を踏み出されたのであります。  
参議院に議席を得られてからの先生は、内閣、農林水産などの各委員を初め、災害対策特別委員会の理事として、さらには農林水産委員長として、卓越した識見と豊富な経験を生かして大いに活躍されました。  
とりわけ、自然災害で御家族を失い、人一倍自然の脅威と生命のとうとさを痛感していた先生は、災害の防止と救済制度の確立は、政治家の、いや先生御自身の責任であるとの信念で、個人災害救済制度の創設に執念を燃やされました。国会の災害男と言われて奔走すること七年、世界に先駆け我が国初めての個人災害救済制度をまとめまして、これを議員立法としてついに昭和四十八年九月成立させ、宿願を果たしたのであります。

務の処理や政策の立案、あるいは国会対策に尽力されたのです。とりわけ総合農政調査会長としては、我が国農政の根幹にかかる米輸入自由化問題について、国民的視野に立って真剣に取り組んでこられました。

終始、農業政策に携わってこられた先生の実績を買われ、昭和六十二年十一月、竹下内閣の農林水産大臣として晴れて入閣されたのです。

(拍手)

時あたかも、我が国の農業をめぐる環境は、米、牛肉、オレンジを始めとする農産物の市場開放が求められるなど、幾多の難題を抱えて極めて厳しい状況下にありました。

就任間もない昭和六十三年三月、長年にわたり難航を重ねてきた日米間の牛肉・オレンジ自由化問題の決着を図るため、先生は、政治生命をかけて渡米され、農産物交渉でヤイタ・通商代表と厳しく対峙したことは、今なお私どもの記憶に新たなところであります。(拍手)そのような雰囲気の中でも、「春の日の如き心で語らばや」という一

それと同時に先生は、国際化のあらしの中で、我が國農業の存立を守り、その体質強化を図るための国内対策に没頭されたのであります。

また先生は、人口・食糧問題に強い関心を抱き、政治家としての情熱を傾注されました。昭和四十八年、岸信介元総理を団長とするアジア人口事情視察団の一員として、インド、タイなどの東南アジア諸国を視察された際に、道端で生まれ、栄養失調で死んでいく子供らの悲惨な状況に直面し、この衝撃的体験が人口問題と深く取り組む引き金となつたのであります。「飢えて死ぬために生まれる子供があつてはならない」、人間一人一人が愛と希望の大切な対象であり、人口問題を論ずるとき、その原点には必ず生命への慈しみがなければならないと力説した佐藤隆先生であります。人口問題こそ政治家のライフワークとするにふさわしいテーマであると確信され、この問題の解決なくして人類の平和と繁栄はあり得ないとの信念を一層深められたのであります。

ところが、佐藤先生にとつては、片時も脳裏を離れることのないつらく、悲しい、そして先生の人生の転機ともなる不慮の事故に見舞われたのであります。それは、昭和四十二年八月二十八日、新潟県下越地方を襲った集中豪雨は、最愛の御両親と最愛の二人の御子息の生命を一瞬にして奪い去つたのであります。このとき先生が受けられた衝撃と悲しみはいかばかりか、想像を絶するものがあるのでござります。

句を手向けられたと伺っております。  
その後、昭和五十一年十二月五日に行われました第三十四回衆議院議員総選挙に新潟県第二区から立候補し、最高点で当選されたのであります。

句を扇子に書き、これをヤイター通商代表に贈り、いたずらに対決事をとするのではなく、穏やかに話し合おうとの心のうちを示されたのであります。

自來、人口問題に関する国會議員組織の結成に奔走され、昭和四十九年には、世界に先駆け我が國に超党派の国際人口問題調査員懇談会の発足を見るに至ったのであります。この組織をさらに国際的に広げ、人口と開発列国国国会議員会議、人口と開発に関するアジア議員フォーラムの設立など、数々の実行機関の設立の中心的存在として活躍されました。

特に、先生の功績の一つとして忘れ得ないもの

本院に議席を得られた先生は、農林水産、災害対策等の委員として御活躍され、また、昭和十五年には農林水産委員長に就任し、委員会の円満な運営の衝に当たられ、与野党的別なく、同僚議員がひとしく敬服していたところであります。

さらに、自由民主党にあっては、筆頭副幹事長、政調総合農政調査会会长等の要職につかれ、党

将来禍根を残すようなことがあってはならない、そして同時に、国際化の中で日本が孤立する過ちを繰り返してはならないとの信念を秘めて、前後三たびにわたる粘り強い交渉の結果、アメリカ側から自由化までの猶予期間、関税などの国境措置についての譲歩を引き出し、自由化を受け入れるという苦渋の決断を下されたのでありました。

開発に関するアジア議員フォーラムの設立など、数々の実行機関の設立の中心的存在として活躍されました。

官報号外

この会議は、中国にとっては、文化革命後、世界に窓を開く初めての大規模な世界大会でありましたが、中国、インドとの国境対立、韓国、朝鮮民主主義人民共和国両国の参加の是非が問題となり、直前になって開催不可能かとの観測も流れ、その成り行きが世界の注目を集めました。先生は、このことを知るや、単身、北京、ニューヨークに飛び、当時の黄華副首相やガンジー首相と直談判し、見事に問題を解決して北京大会を大成功に導かれたのであります。（拍手）このことは、中国から深く感謝の念を示されたところであります。（拍手）

この大会を契機に、アジア三十数カ国が参加する人口と開発に関するアジア議員フォーラムが結成されました。その議長に佐藤隆先生が満場一致で推挙されましたのも、けだし当然と申すべきであります。（拍手）

この先生の外交交渉の成果がなければ、今日、アジアの国会議員が心を一にして人口問題に取り組むことはなかつたのであります。

このような多年にわたる活動の推進と発展にくされました功績を、国際連合は高く評価しまして、昭和六十年三月、先生は、岸、福田元総理に続き、我が国では三人目の国連平和賞を受賞されたのであります。（拍手）

先生は、常々、「愛の心がない政治からは何も生まれない、生まれてきてよかつたと思う社会をつくることが政治の目的だ」と語っておられ、生命的の尊厳と人類愛が先生の政治信条の基礎とされしていました。また、なすべきかなざるべきかを慎重に考え、一度信念を持つて決断されるや、一路邁進する行動の人でもありました。快活にして

誠実、人の情を大事にして、常に相手の立場にも心配りを欠かないお人柄、このような先生が、ふるさと新潟の多くの人々に党派を超えて愛され、慕われるのも、当然のことでありましょう。

人類愛をベースに鋭い先見性と行動力を備えた有為の政治家佐藤先生は、散りゆく桜の花のごとく、いまだ六十三歳という若さで忽然と去っていました。

観世流の謡で鍛えた力強い声、人懐こいまなざしに、少しあごを突き出し、白い歯を見せて話しかける表情には、人を引きつけて離さないものがございました。もはや、先生のその姿に接することができないと思うと、寂寥の感、胸に迫るものがあります。

私は、長年にわたる佐藤先生の政治生活を内にあって支えてこられた奥様を初め御遺族の御心情を拝察するに、お慰め申し上げる言葉もございません。

かくて、佐藤先生は、本院議員に連続して当選すること六回、参議院議員二期を合わせ在職三十年七ヶ月の長きに及び、その間、我が国政の進展に、世界人類の繁栄と増進に寄与せられた功績は、まことに偉大なものがござります。（拍手）

我が國をめぐる内外の情勢が変転きわまりない今日、前途有為のすぐれた政治家佐藤隆先生を失いましたことは、自由民主党はもとより、本院とりましても、國家国民にとりましても、はたまた、アジアの諸国民にとりましても、大きな損失は、まことに偉大なものがござります。（拍手）

○議長（櫻内義雄君） 採決いたします。  
○議長（櫻内義雄君） 御異議なしと認めます。  
よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長浜田卓二郎君。

育児休業等に関する法律案及び同報告書  
〔本号〔末尾に掲載〕〕

○浜田卓二郎君登壇

卓二郎君。

本院は、育児休業に関する制度を設けることにより、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もって労働者の福祉の増進を図らうとするもので、その主な内容は、  
第一に、一歳に満たない子を養育する労働者は、期間を明らかにして事業主に申し出ることにより育児休業をすることができることとし、事業主は、育児休業を理由として労働者を解雇することはできないこと、また、育児休業中の待遇に関する事項等を周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないこと、  
第二に、事業主は、一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、勤務時間の短縮その他の就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければならないこと、  
第三に、事業主は、一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業制度または勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、

日程第一 育児休業等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（櫻内義雄君） 日程第一、育児休業等に関する法律案を議題といたします。

第四に、労働大臣は、育児休業制度の円滑な実施のために事業主が講ずべき措置等に関する指針を定め、これに従つて助言、指導または勧告を行うほか、国は事業主に対し必要な援助に努めること、

第五に、政府は、この法律の施行後適当な時期において、必要があると認めるときは、この法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、

等であります。

以上のうち、育児休業の制度等について総合的に検討を加える部分は、参議院で修正されたものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月一十六日同院において修正議決され、本院に送付され、同日付託となり、昨日の委員会において小里労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

〔追加請願の件名は本号(末尾に掲載)〕

〔追加請願の件名は本号(末尾に掲載)〕

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

請願六百四十五件とともに、本日委員会の審査を終了した子どもの権利条約の早期批准に関する請願外五百三十一請願を追加して一括議題とする請願を進められることを望みます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、ただいま採択いたしました請願を除く他の千百十四請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) お詫びいたします。

まず、内閣提出、留置施設法案は地方行政委員会において、海上保安庁の留置施設に関する法律案は運輸委員会において、それぞれ閉会中審査することといたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、内閣提出、刑事施設法案及び刑事施設法

○議長(櫻内義雄君) 看護職員賃金の抜本的改善に関する請願外六百四十四請願

○議長(櫻内義雄君) 看護職員賃金の抜本的改善子どもの権利条約の早期批准に関する請願外五百三十一請願

○議長(櫻内義雄君) 看護職員賃金の抜本的改善に関する請願外千百七十六請願を一括して議題といたします。

〔閉会中審査案件は本号(末尾に掲載)〕

○議長(櫻内義雄君) 各委員会から申し出のある案件中、まず、内閣委員会から申し出の防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、社会労働委員会から申し出の医療法の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、内閣提出、刑事施設法案及び刑事施設法

施行法案は、法務委員会において閉会中審査する

官報 (号外)

ことといたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 諸君、第百一十回国会は、本日をもって終了いたします。今国会は、昨年十二月十日に召集されて以来長期間にわたりましたが、この間における諸君の御労苦に対し、深く敬意を表する次第であります。また、議長に寄せられました多大の御協力に対し、衷心より感謝申し上げます。

諸君におかれましては、御自愛の上、一層御活躍されることを切望してやみません。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

出席國務大臣

勞 勵 大 臣 小 里 貞 利 君

請願日程

(内閣委員会)

- 一看護職員賃金の抜本的改善に関する請願  
願(上原康助君紹介)(第一一八号)
- 二同(北川昌典君紹介)(第二一九号)
- 三同(志賀一夫君紹介)(第二二〇号)

四 同(田口健二君紹介)(第一一一一號)  
五 同(細川律太君紹介)(第一一一一號)  
六 同(山中邦紀君紹介)(第一一一三號)  
七 同(山元勉君紹介)(第一一一四號)  
八 同(池田元久君紹介)(第三二六號)

九 恩給制度の充実・改善に関する請願  
(串原義直君紹介)(第八二四號)  
一〇 同(清水勇君紹介)(第八二五號)  
一一 同(堀込征雄君紹介)(第八二六號)  
一二 同(北沢清功君紹介)(第九四一號)  
一三 子供の健全育成のため子供向けボルノ  
コミニック撲滅の法制化に関する請願  
(土井たか子君紹介)(第九二一九號)

一四 恩給制度の充実・改善に関する請願  
(木島日出夫君紹介)(第九九五號)  
一五 同(井出正一君紹介)(第一二二一號)  
一六 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一二二一號)  
一七 同(小坂憲次君紹介)(第一二二三號)  
一八 同(田中秀征君紹介)(第一二二一四號)  
一九 同(羽田孜君紹介)(第一二二一五號)  
二〇 同(宮下創平君紹介)(第一二二一六號)  
二一 同(村井仁君紹介)(第一二二一七號)  
二二 同(中島衛君紹介)(第一二二一六號)  
二三 子供の健全育成のため子供向けボルノ  
コミニック撲滅の法制化に関する請願  
(池端清一君紹介)(第一七五七號)

二四 子供向けボルノコミニック撲滅の法制化  
に関する請願  
(岩屋毅君紹介)(第一九〇〇號)  
二五 同(魚住汎英君紹介)(第一九〇一號)  
二六 同(中山正暉君紹介)(第一九〇〇二號)  
二七 青少年の健全育成のため子供向けボル  
ノ

ノコミニック出版禁止の法的規制に関する  
請願(渡辺省一君紹介)(第一九〇三  
号)

二八 青少年保護育成のため有害図書等追放  
対策の強化に関する請願(長勢豊遠君  
紹介)(第一九〇四號)

二九 同(萩山教嚴君紹介)(第一九〇五號)  
三〇 同(綿貫民輔君紹介)(第一九〇六號)  
三一 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金  
に関する請願(谷垣楨一君紹介)(第一  
九〇七號)

三二 子供の健全育成のため子供向けボルノ  
コミニック撲滅の法制化に関する請願  
(木島日出夫君紹介)(第一九〇八號)

三三 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金  
に関する請願外二件(竹内勝彦君紹介)  
(第一九五九號)

三四 同(村山富市君紹介)(第一九六〇號)  
三五 同(山元勉君紹介)(第一九六一號)  
三六 同外一件(伊藤忠治君紹介)(第一九八  
四号)

五六 同(宮里松止君紹介)(第一二二四七號)  
五七 子供の健全育成のため子供向けボルノ  
コミニック撲滅の法制化に関する請願  
(鷗山由紀夫君紹介)(第一二二四八號)

五八 子供向けボルノコミニック撲滅の法制化  
に関する請願(町村信孝君紹介)(第一  
二四九號)

五六 同(衛藤征士郎君紹介)(第一二五〇號)  
五九 子供の健全育成のため子供向けボルノ  
コミニック撲滅の法制化に関する請願  
(渡海紀三朗君紹介)(第一二二一五號)

六〇 同(木村義雄君紹介)(第一二三四四號)  
六一 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金  
に関する請願(衛藤征士郎君紹介)(第一  
二三二六號)

四七 同(町村信孝君紹介)(第一九九五號)  
四八 同(三浦久君紹介)(第一九九六號)  
四九 同(光武顯君紹介)(第一九九七號)  
五〇 同(衛藤征士郎君紹介)(第一〇三七號)

五一 子供向けボルノコミニック撲滅の法制化  
に関する請願(小沢辰男君紹介)(第一  
九八二號)

五二 青少年保護育成のため有害図書等追放  
対策の強化に関する請願(住博司君紹  
介)(第一九八三號)

五三 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金  
に関する請願(衛藤征士郎君紹介)(第一  
二二一六號)

五四 同(衛藤征士郎君紹介)(第一二五〇號)  
五六 同(衛藤征士郎君紹介)(第一二二四七號)  
五六 同(衛藤征士郎君紹介)(第一二二四八號)

- 六三 同(山中邦紀君紹介)(第二三二二八号)  
 六四 同(衛藤征士郎君紹介)(第二三四四六号)  
 六五 同(柿澤弘治君紹介)(第二四五六号)  
 六六 青少年健全育成のためコミック雑誌等  
 有害図書に関する請願(園田博之君紹介)(第二四八〇号)  
 六七 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金  
 に関する請願(齊藤斗志一君紹介)(第二五九三号)  
 六八 同(大原三三君紹介)(第一一七四一号)  
 六九 同(高島修君紹介)(第二九〇五号)  
 七〇 同(外口玉子君紹介)(第三〇八七号)  
 七一 子供の健全育成のため子供向けボルノ  
 コミック撲滅の法制化に関する請願  
 (宮路和明君紹介)(第三一〇三号)  
 七二 元日赤救護看護婦及び元陸海軍從軍看  
 護婦慰労給付金未受給者に対する処遇  
 に関する請願(三浦久君紹介)(第三一  
 五七号)  
 七三 同外三件(山中邦紀君紹介)(第三二一五  
 八号)  
 七四 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金  
 に関する請願(衛藤晟一君紹介)(第三  
 三八三号)  
 七五 同(栗屋敏信君紹介)(第三四一五号)  
 七六 同(池田元久君紹介)(第三四一六号)  
 七七 同(池端清一君紹介)(第三四一七号)  
 七八 同(遠藤和良君紹介)(第三四二八号)  
 七九 同(岡崎宏美君紹介)(第三四一九号)  
 八〇 同(岡田克也君紹介)(第三四二〇号)  
 八一 同(川俣健二郎君紹介)(第三四二一號)

- 八二 同(栗原祐幸君紹介)(第三四二二一號)  
 八三 同(住博司君紹介)(第三四二二三號)  
 八四 同(辻第一君紹介)(第三四三四號)  
 八五 同(畠英次郎君紹介)(第三四三五號)  
 八六 同(宮路和明君紹介)(第三四二二六號)  
 八七 同(山口俊一君紹介)(第三四二三七號)  
 八八 同(渡辺省一君紹介)(第三四二三八號)  
 八九 同(石破茂君紹介)(第三四二九三號)  
 九〇 同(小沢辰男君紹介)(第三四二九四號)  
 九一 同(片岡武司君紹介)(第三四二九五號)  
 九二 同(鈴木俊一君紹介)(第三四二九六號)  
 九三 同(虎島和夫君紹介)(第三四二九七號)  
 九四 同(網岡雄君紹介)(第三五五九號)  
 九五 同(石田祝穂君紹介)(第三五六〇號)  
 九六 同(沖田正人君紹介)(第三五六一號)  
 九七 同(古賀志八郎君紹介)(第三五六二號)  
 九八 同(小松定男君紹介)(第三五六三號)  
 九九 同(菅直人君紹介)(第三五六七一號)  
 一〇〇 同(古賀誠君紹介)(第三五六七二號)  
 一〇一 同(兎玉健次君紹介)(第三六七三號)  
 一〇二 同(松原脩雄君紹介)(第三六七四號)  
 一〇三 同(三原朝彦君紹介)(第三六七五號)  
 一〇四 同(伊東秀子君紹介)(第三六七六號)  
 一〇五 同(奥野誠亮君紹介)(第三九八一號)  
 一〇六 同(永井孝信君紹介)(第三九八三號)  
 一〇七 同外一件(山下徳夫君紹介)(第三九八  
 四號)  
 一〇八 同(山田英介君紹介)(第三九八五號)  
 一〇九 同(柳田稔君紹介)(第四一七七號)  
 一一〇 同(和田一仁君紹介)(第四一七八號)  
 一一一 同(谷垣健二郎君紹介)(第三四二一號)

- 一一二 同(野呂田芳成君紹介)(第四一七六號)  
 一一三 青少年健全育成のためコミック雑誌等  
 有害図書に関する請願(谷川和  
 穂君紹介)(第四一七九號)  
 (法務委員会)  
 一二一 法務局、更生保護官署及び入国管理官  
 署の増員に関する請願外三件(徳田虎  
 雄君紹介)(第三二一八號)  
 一二二 同(小沢和秋君紹介)(第三一九五號)  
 一二三 同(金子満広君紹介)(第三一九六號)  
 一二四 同(木島日出夫君紹介)(第三一九七號)  
 一二五 同(見玉健次君紹介)(第三一九八號)  
 一二六 同(佐藤祐弘君紹介)(第三一九九號)  
 一二七 同(菅野悦子君紹介)(第三二〇〇號)  
 一二八 同(辻第一君紹介)(第三二二〇一號)  
 一二九 同(寺前巖君紹介)(第三二二〇一號)  
 一二一〇 同(東中光雄君紹介)(第三二二〇三號)  
 一二一一 同(不破哲三君紹介)(第三二二〇四號)  
 一二一二 同(藤田スミ君紹介)(第三二二〇五號)  
 一二一三 同(古賀誠君紹介)(第三二二〇六號)  
 一二一四 同(正森成二君紹介)(第三二二〇七號)  
 一二一五 同(三浦久君紹介)(第三二二〇八號)  
 一二一六 同(山原健二郎君紹介)(第三二二〇九號)  
 一二一七 同(吉井英勝君紹介)(第三二二一〇號)  
 一二一八 同(冬柴鐵三君紹介)(第三二二五三號)  
 一二一九 同外三件(中村慶君紹介)(第三二二九  
 四號)  
 一二二〇 同(宮路和明君紹介)(第三二二九  
 五號)

- 一二二一 同(小澤克介君紹介)(第四二二三號)  
 一二二二 同(清水勇君紹介)(第四二二六號)  
 一二二三 同(鈴木喜久子君紹介)(第四二二七號)  
 一二二四 同外三件(小森龍邦君紹介)(第四二二  
 五號)  
 一二二五 同(清水勇君紹介)(第四二二六號)  
 一二二六 同(鈴木喜久子君紹介)(第四二二七號)  
 一二二七 同(山花貞夫君紹介)(第四二二八號)  
 一二二八 同外三件(渡部行雄君紹介)(第四二  
 九號)  
 (社会労働委員会)  
 一二二九 保育所制度の充実に関する請願(麻生  
 太郎君紹介)(第一一八號)  
 一二三〇 同(古賀誠君紹介)(第一一九號)  
 一二三一 同(寺前巖君紹介)(第一一九號)  
 一二三二 同(古賀正浩君紹介)(第一一九號)  
 一二三三 同(谷垣禎一君紹介)(第二〇〇號)  
 一二三四 同(丹羽雄哉君紹介)(第二二二號)  
 一二三五 同(野中広務君紹介)(第二二二號)  
 一二三六 同(増岡博之君紹介)(第二二二號)  
 一二三七 同(宮里松正君紹介)(第二二四號)  
 一二三八 同(山崎折君紹介)(第二二五號)  
 一二三九 同(栗屋敏信君紹介)(第六六號)  
 一二四〇 同(奥野誠亮君紹介)(第六六號)  
 一二四一 同(奥野誠亮君紹介)(第六七號)  
 一二四二 同(金子一義君紹介)(第六八號)  
 一二四三 同(古賀一成君紹介)(第六九號)  
 一二四四 同(平泉涉君紹介)(第七〇號)  
 一二四五 同(三原朝彦君紹介)(第七一號)  
 一二四五 同(宮路和明君紹介)(第七一號)  
 一二四六 同(小沢一郎君紹介)(第一九〇號)  
 一二四五 同(亀井善之君紹介)(第一九一號)  
 一二四七 同(畠英次郎君紹介)(第一九二號)  
 一二四五 同(浜田卓一郎君紹介)(第一九三號)

官 報 (号 外)

- 二一 同(古屋圭司君紹介)(第一九四号)  
 二二 同(松田岩夫君紹介)(第一九五号)  
 二三 同(山口俊一君紹介)(第一九六号)  
 二四 看護職員確保対策に関する請願(上原康助君紹介)(第二九四号)  
 二五 同(北川昌典君紹介)(第二九五号)  
 二六 同(志賀一夫君紹介)(第二九六号)  
 二七 同(田口健二君紹介)(第一九七号)  
 二八 同(細川律夫君紹介)(第二九八号)  
 二九 同(山中邦紀君紹介)(第一九九号)  
 三〇 同(山元勉君紹介)(第三〇〇号)  
 三一 同(池田元久君紹介)(第四一二号)  
 三二 保育所制度の充実に関する請願(逢沢一郎君紹介)(第三〇四号)  
 三三 同(小沢辰男君紹介)(第五八六号)  
 三四 同(岡田克也君紹介)(第五八七号)  
 三五 同(龜井靜香君紹介)(第五八八号)  
 三六 同(木村義雄君紹介)(第五八九号)  
 三七 同(自見庄三郎君紹介)(第五九〇号)  
 三八 同(羽田政君紹介)(第五九一号)  
 三九 同(福田康夫君紹介)(第五九二号)  
 四〇 同(船田元君紹介)(第五九三号)  
 四一 同(細田博之君紹介)(第五九四号)  
 四二 同(宮下創平君紹介)(第五九五号)  
 四三 同(山下徳夫君紹介)(第五九六号)  
 四四 同(渡辺栄一君紹介)(第五九七号)  
 四五 看護婦等の確保対策の充実強化に関する請願(串原義直君紹介)(第八六九号)  
 四六 同(堀込征雄君紹介)(第八七〇号)  
 四七 同(北沢清功君紹介)(第九八二号)  
 四八 同(北沢清功君紹介)(第九八三号)  
 四九 骨髓バンクの早期実現に関する請願外

二

- 二件(早川勝君紹介)(第八七二号)  
五〇 看護婦等の確保対策の充実強化に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一〇二八号)  
五一 保育所制度の充実に関する請願(甘利明君紹介)(第一一三六号)  
五一 同(今津寛君紹介)(第一一三七号)  
五三 同(越智伊平君紹介)(第一一三八号)  
五四 同(住博司君紹介)(第一一三九号)  
五五 同(長勢甚遠君紹介)(第一一四〇号)  
五六 同(葉栗信行君紹介)(第一一四一号)  
五七 同(林義郎君紹介)(第一一四二号)  
五八 同(御法川英文君紹介)(第一一四三号)  
五九 同(水野清君紹介)(第一一四四号)  
六〇 同(渡部恒三君紹介)(第一一四五号)  
六一 安全な食べ物に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一一七九号)

- 七八 保育所制度の充実に関する請願（鈴木俊一君紹介）（第一三二二号）

看護婦等の確保対策の充実強化に関する請願（井出正一君紹介）（第一三二〇号）

七九 同（唐沢俊二郎君紹介）（第一三二一一号）

八〇 同（小坂憲次君紹介）（第一三二一一号）

八一 同（田中秀征君紹介）（第一三二二二号）

八二 同（羽田政君紹介）（第一三二三四号）

八三 同（宮下創平君紹介）（第一三二二五号）

八四 同（村井仁君紹介）（第一三二六号）

八五 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（近江日記夫君紹介）（第一五六八号）

八六 保育所制度の充実に関する請願（二田孝治君紹介）（第一五六九号）

八七 看護婦等の確保対策の充実強化に関する請願（中島衛君紹介）（第一五七四号）

八八 造血機能障害者対策の充実に関する請願（岩村卯一郎君紹介）（第一六八五号）

八九 保育所制度の充実に関する請願（二田孝治君紹介）（第一六八六号）

九〇 同（森田一君紹介）（第一六八八号）

九一 同（田邊國男君紹介）（第一七四二号）

九二 骨髄バンクの早期実現に関する請願（片岡武司君紹介）（第一七四三号）

九三 公的骨髄バンクの早期実現に関する請願（齋藤邦吉君紹介）（第一九四五号）

九四 骨髄バンクの早期実現に関する請願（塚本三郎君紹介）（第一九四三号）

九五 公的骨髄バンク早期実現に関する請願（赤松広隆君紹介）（第一九七三号）

- 九六 同(佐藤觀樹君紹介)(第一九七四号)  
九七 同(早川勝君紹介)(第一九七五号)  
九八 同(塚本三郎君紹介)(第一九七四号)  
九九 骨髓パンクの早期実現に関する請願外  
一件(川島實君紹介)(第一九七六号)  
一〇〇 同外四件(早川勝君紹介)(第一九七七  
号)  
一〇一 同外三件(渡辺嘉蔵君紹介)(第一九七  
八号)  
一〇二 同(浅野勝人君紹介)(第一九〇一八号)  
一〇三 同(今枝敬震君紹介)(第一九〇一九号)  
一〇四 同外一件(浦野然興君紹介)(第一九〇一  
〇号)  
一〇五 同外二件(江崎真澄君紹介)(第一九〇一  
一号)  
一〇六 同外二件(久野統一郎君紹介)(第二〇  
二号)  
一〇七 同外一件(杉浦正健君紹介)(第一九〇一  
三号)  
一〇八 同(塚本三郎君紹介)(第一九〇一四号)  
一〇九 同(塚本三郎君紹介)(第一九〇三三号)  
一一〇 公的骨髓パンクの早期実現に関する請  
願(早川勝君紹介)(第一九七九号)  
一一一 同(金子一義君紹介)(第一九〇一五号)  
一一二 骨髓パンクの早期実現に関する請願  
(塚本三郎君紹介)(第一九七六号)  
一一三 同(佐藤泰介君紹介)(第一九〇一七号)  
一一四 同(伊藤英成君紹介)(第一九〇一五号)  
一一五 同(久野統一郎君紹介)(第一九七六号)  
一一六 同(甘利明君紹介)(第一九七五六号)  
一一七 公的骨髓パンクの早期実現に関する請  
願(松本龍君紹介)(第一九〇八号)



官報(号外)

一一三 同外一件 (山口鶴男君紹介) (第一五八八号)	二五三 同外一件 (高木義明君紹介) (第一六三八号)
一一四 同 (渡辺嘉蔵君紹介) (第一五八九号)	二五四 同 (津島雄二君紹介) (第二六三九号)
一一五 同 (相沢英之君紹介) (第一六一〇号)	二五五 同 (辻第一君紹介) (第二六四〇号)
一一六 同 (栗屋敏信君紹介) (第一六一一号)	二五六 同 (寺前巖君紹介) (第二六四一号)
一一七 同 (井上智方君紹介) (第一六一二号)	二五七 同 (戸塚進也君紹介) (第二六四二号)
一一八 同 (石田祝稔君紹介) (第一六一三号)	二五八 同 (土肥隆一君紹介) (第二六四三号)
一一九 同 (今井勇君紹介) (第二六一四号)	二五九 同 (徳田虎雄君紹介) (第二六四四号)
一一〇 同 (今津寛君紹介) (第二六一五号)	二六〇 同 (中西啓介君紹介) (第二六四五号)
一一一 同 (岩屋毅君紹介) (第二六一六号)	二六一 同外一件 (中山正暉君紹介) (第二六四六号)
一一二 同 (宇野宗祐君紹介) (第二六一七号)	二六二 同 (仲村正治君紹介) (第二六四七号)
一一三 同 (遠藤和良君紹介) (第二六一八号)	二六三 同外一件 (西岡武夫君紹介) (第二六四八号)
一一四 同 (越智伊平君紹介) (第二六一九号)	二六四 同 (原田昇左右君紹介) (第二六四九号)
一一五 同 (奥田敬和君紹介) (第二六一〇号)	二六五 同 (日野市朗君紹介) (第二六五〇号)
一一六 同 (片岡武司君紹介) (第二六一一号)	二六六 同 (東力君紹介) (第二六五一号)
一一七 同 (川端達夫君紹介) (第二六一三号)	二六七 同 (平泉涉君紹介) (第二六五二号)
一一八 同 (川俣健二郎君紹介) (第二六一三号)	二六八 同 (平沼赳夫君紹介) (第二六五三号)
一一九 同 (瓦力君紹介) (第二六一四号)	二六九 同外一件 (山口泰治君紹介) (第二六五四号)
一一〇 同 (菅直人君紹介) (第二六一六号)	二七〇 同 (保利耕輔君紹介) (第二六五五号)
一一一 同 (鷲谷弘君紹介) (第二六一六号)	二七一 同 (真鍋光広君紹介) (第二六五六号)
一一二 同外一件 (倉成正君紹介) (第二六二七号)	二七二 同 (松前仰君紹介) (第二六五七号)
一一三 同 (小坂憲次君紹介) (第二六二八号)	二七三 同 (宮路和明君紹介) (第二六五八号)
一一四 同 (高村正彦君紹介) (第二六二九号)	二七四 同 (山口俊一君紹介) (第二六五九号)
一一五 同 (鴻池祥肇君紹介) (第二六三〇号)	二七五 同 (山下徳夫君紹介) (第二六六〇号)
一一六 同 (齊藤斗志二君紹介) (第二六三一号)	二七六 同外一件 (山本拓君紹介) (第二六六一
一一七 同 (坂本剛二君紹介) (第二六三二号)	二七七 同 (吉井光昭君紹介) (第二六六一号)
一一八 同 (沢田広君紹介) (第二六三三号)	二七八 同 (米沢隆君紹介) (第二六六三号)
一一九 同 (自見庄三郎君紹介) (第二六三四号)	二七九 同 (綿貫民輔君紹介) (第二六六四号)
一一〇 同 (塙崎潤君紹介) (第二六三五号)	
一一一 同 (鈴木俊一君紹介) (第二六三六号)	
一一二 同 (田澤吉郎君紹介) (第二六三七号)	
	二八〇 国立腎センター設立に関する請願 (石原伸晃君紹介) (第二六〇六号)
	二八一 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願 (瓦力君紹介) (第二六六五号)
	二八二 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 (池端清一君紹介) (第二六八七号)
	二八三 同 (岡崎トミ子君紹介) (第二六八八号)
	二八四 同 (川崎寛治君紹介) (第二六八九号)
	二八五 同 (沢田広君紹介) (第二六九〇号)
	二八六 同 (松原脩雄君紹介) (第二六九一号)
	二八七 同 (水田稔君紹介) (第二六九二号)
	二八八 同 (石破茂君紹介) (第二七九八号)
	二八九 同 (今枝敬雄君紹介) (第二七九九号)
	二九〇 同 (大野明君紹介) (第二八〇〇号)
	二九一 同 (沢田広君紹介) (第二八〇一号)
	二九二 同 (戸井田三郎君紹介) (第二八〇二号)
	二九三 同 (野呂昭彦君紹介) (第二八〇三号)
	二九四 同 (日笠勝之君紹介) (第二八〇四号)
	二九五 同 (増子輝彦君紹介) (第二八〇五号)
	二九六 同 (増岡博之君紹介) (第二八〇六号)
	二九七 同 (松田岩夫君紹介) (第二八〇七号)
	二九八 同 (村上誠一郎君紹介) (第二八〇八号)
	二九九 同 (山村新治郎君紹介) (第二八〇九号)
	三〇〇 同 (網岡雄君紹介) (第二八〇六号)
	三〇一 同 (石橋一弥君紹介) (第二八〇七号)
	三〇二 同 (遠藤登君紹介) (第二八〇八号)
	三〇三 同 (児玉健次君紹介) (第二八〇九号)
	三〇四 同 (野呂田芳成君紹介) (第二八〇〇号)
	三〇五 同 (柳沢伯夫君紹介) (第二八五一号)
	三〇六 保育所制度の充実に関する請願 (太田誠一君紹介) (第二七九七号)
	三〇七 同 (石橋一弥君紹介) (第二八四四号)
	三〇八 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願 (平田辰一郎君紹介) (第二八一〇号)
	三〇九 公的骨髓バンク早期実現に関する請願 (村田敬次郎君紹介) (第二八一一号)
	三一〇 骨髓バンクの早期実現に関する請願 (岩田順介君紹介) (第二八九二号)
	三一一 同 (衛藤征士郎君紹介) (第二八九三号)
	三一二 同 (小沢辰男君紹介) (第二八九四号)
	三一三 同 (五島正規君紹介) (第二八九五号)
	三一四 同 (村井仁君紹介) (第二八九六号)
	三一五 同 (伊東秀子君紹介) (第三〇七〇号)
	三一六 同 (武部勤君紹介) (第二九一二号)
	三一七 同 (森田一君紹介) (第二九二三号)
	三一八 同 (伊東秀子君紹介) (第三〇七〇号)
	三一九 同 (白井日出男君紹介) (第三〇七一号)
	三二〇 同 (草川昭三君紹介) (第三〇七一号)
	三二一 同 (佐藤敬夫君紹介) (第三〇七三号)
	三二二 同 (宮地正介君紹介) (第三〇七四号)
	三二三 同 (森井忠良君紹介) (第三〇七五号)
	三二四 同 (吉岡賢治君紹介) (第三〇七六号)
	三二五 骨髓バンクの早期実現に関する請願外四件 (草川昭三君紹介) (第三〇六九号)
	三二六 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願外四件 (羽田牧君紹介) (第三〇七七号)
	三二七 軟骨異采養症患者の医療向上に関する請願 (菅直人君紹介) (第三一二九号)
	三二八 同 (栗屋敏信君紹介) (第三一二五号)
	三二九 同 (遠藤和良君紹介) (第三一二六号)
	三三〇 同 (丹羽雄哉君紹介) (第三一二四七号)
	三三一 同 (野呂昭彦君紹介) (第三一二四八号)

三三二 保育所制度の充実に関する請願(林義郎君紹介)(第三二一五号)	三五六 軟骨異常症患者の医療向上に関する請願(加藤卓一君紹介)(第三三三八号)
三三三 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(鹿野道彦君紹介)(第三三三四号)	三五七 同(兒玉健次君紹介)(第三三六三号)
三三四 同(住博司君紹介)(第三三三六号)	三五八 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(児玉健次君紹介)(第三三三八号)
三三五 同(渡海紀三朗君紹介)(第三三三七号)	三五九 同外二件(栗屋敏信君紹介)(第三四五号)
三三六 同外二件(林義郎君紹介)(第三三三八号)	三六〇 同外二件(池端清一君紹介)(第三四五号)
三三七 同(村田敬次郎君紹介)(第三三三九号)	三六一 同(岡崎宏美君紹介)(第三四六一号)
三三八 同(近岡理一郎君紹介)(第三三八八号)	三六二 同(片岡武司君紹介)(第三四六二号)
三三九 同(三原朝彦君紹介)(第三三八九号)	三六三 同外一件(川俣健二郎君紹介)(第三四六二号)
三四〇 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願外二件(坂本剛二君紹介)(第三二一四〇号)	三六四 同(岸田文武君紹介)(第三四六四号)
三四一 同(長谷百合子君紹介)(第三二一四一号)	三六五 同(北村直人君紹介)(第三四六五号)
三四二 同(秋葉忠利君紹介)(第三二一九〇号)	三六六 同(坂井隆憲君紹介)(第三四六六号)
三四三 同(岡崎トミ子君紹介)(第三二九一号)	三六七 同(鈴木俊一君紹介)(第三四六七号)
三四四 同外二件(鈴木久君紹介)(第三二九二号)	三六八 同外一件(住博司君紹介)(第三四六八号)
三四五 同(外口玉子君紹介)(第三二一九三号)	三六九 同(丹羽雄哉君紹介)(第三四六九号)
三四六 同(村山富市君紹介)(第三二一九四号)	三七〇 同外二件(野田綱君紹介)(第三四七〇号)
三四七 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(中野寛成君紹介)(第三二一〇号)	三七一 同外一件(野呂昭彦君紹介)(第三四七一号)
三四八 同(永末英一君紹介)(第三二一一号)	三七二 同外二件(畠英次郎君紹介)(第三四七二号)
三四九 同(柳田穂君紹介)(第三二二一一号)	三七三 同(平田辰一郎君紹介)(第三四七三号)
三五〇 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願(柏谷茂君紹介)(第三二二二三号)	三七四 同外一件(宮路和明君紹介)(第三四七四号)
三五一 同(中西誠介君紹介)(第三二二一四号)	三七五 同外一件(山口俊一君紹介)(第三四七五号)
三五二 同(長谷百合子君紹介)(第三二二五号)	
三五三 同(佐藤佑弘君紹介)(第三二二六号)	
三五四 同(鈴木喜久子君紹介)(第三二二七号)	
三五五 同(柳田穂君紹介)(第四三二六号)	
三五六 軟骨異常症患者の医療向上に関する請願(池端清一君紹介)(第三六五〇号)	三七六 同外三件(石破茂君紹介)(第三五三五号)
三五七 同(伊東秀子君紹介)(第四〇六九号)	三七七 同外二件(網岡雄君紹介)(第三五三六号)
三五八 軟骨異常症患者の医療向上に関する請願(伊東秀子君紹介)(第四〇九三号)	三七八 同(小沢辰男君紹介)(第三五三七号)
三五九 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三七八 同(岡田克也君紹介)(第三五三八号)
三六〇 軟骨異常症患者の医療向上に関する請願(井上義久君紹介)(第四〇九〇号)	三八〇 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(遠藤馨君紹介)(第三四七八号)
三六一 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八一 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(木部佳昭君紹介)(第三四五三号)
三六二 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八二 同(谷川和穂君紹介)(第三五三〇号)
三六三 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八三 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願(河野洋平君紹介)(第三四八四号)
三六四 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八四 同(津島雄二君紹介)(第三五三一号)
三六五 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八五 骨髓バンクの早期実現に関する請願外二件(大野明君紹介)(第三五二九号)
三六六 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八六 同(佐藤樹君紹介)(第三五二九号)
三六七 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八七 公的骨髓バンク早期実現に関する請願(佐藤樹君紹介)(第三五三三号)
三六八 同外一件(住博司君紹介)(第三四六八号)	三八八 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(江田五月君紹介)(第三六三五号)
三六九 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三八九 同(森本晃司君紹介)(第三六三六号)
三七〇 同外二件(野田綱君紹介)(第三四七〇号)	三九〇 同(森本晃司君紹介)(第三八三二号)
三七一 同外一件(野呂昭彦君紹介)(第三四七一号)	三九一 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願(外口玉子君紹介)(第三六三七号)
三七二 同外二件(畠英次郎君紹介)(第三四七二号)	三九二 同(長谷百合子君紹介)(第三六三八号)
三七三 同(平田辰一郎君紹介)(第三四七三号)	三九三 同外六件(秋葉忠利君紹介)(第三八三三号)
三七四 同外一件(宮路和明君紹介)(第三四七四号)	三九四 同(伊東秀子君紹介)(第四〇六九号)
三七五 同外一件(山口俊一君紹介)(第三四七五号)	三九五 軟骨異常症患者の医療向上に関する請願(池端清一君紹介)(第三六五〇号)
三七六 同(柳田穂君紹介)(第四三二六号)	三九六 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(加藤卓一君紹介)(第三六五二号)
三七七 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三九七 同外五件(小松定男君紹介)(第三六五二号)
三七八 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	三九八 同(鈴木喜久子君紹介)(第三六五三号)
三七九 同(岡田克也君紹介)(第三八七八号)	三九九 同(長谷百合子君紹介)(第三六五四号)
三八〇 脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(遠藤馨君紹介)(第三四七八号)	四〇〇 同(長谷百合子君紹介)(第三六五五号)
三八一 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(木部佳昭君紹介)(第三四五三号)	四〇一 同(長谷百合子君紹介)(第三八七八号)
三八二 同(谷川和穂君紹介)(第三五三〇号)	四〇二 同(秋葉忠利君紹介)(第三八七八号)
三八三 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願(河野洋平君紹介)(第三四八四号)	四〇三 同外一件(新井将敬君紹介)(第三八七九号)
三八四 同(津島雄二君紹介)(第三五三一號)	四〇四 同(遠藤乙彦君紹介)(第三八八〇号)
三八五 骨髓バンクの早期実現に関する請願外二件(大野明君紹介)(第三五二九号)	四〇五 同外一件(曾直人君紹介)(第三八八一號)
三八六 同(佐藤樹君紹介)(第三五二九号)	四〇六 同(北側一雄君紹介)(第三八八二号)
三八七 公的骨髓バンク早期実現に関する請願(佐藤樹君紹介)(第三五三三号)	四〇七 同外一件(古賀誠君紹介)(第三八八三号)
三八八 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(江田五月君紹介)(第三六三五号)	四〇八 同(児玉健次君紹介)(第三八八四号)
三八九 同(森本晃司君紹介)(第三六三六号)	四〇九 同(竹内勝彦君紹介)(第三八八五号)
三九〇 同(森本晃司君紹介)(第三八三二号)	四一〇 同外一件(永井孝信君紹介)(第三八八六号)
三九一 公的骨髓バンクの早期実現に関する請願(外口玉子君紹介)(第三六三七号)	四一一 同外一件(三原朝彦君紹介)(第三八八七号)
三九二 同(長谷百合子君紹介)(第三六三八号)	四一二 同(森本晃司君紹介)(第三八八八号)
三九三 同外六件(秋葉忠利君紹介)(第三八三三号)	四一三 同(阿部昭吾君紹介)(第四〇八七号)
三九四 同(伊東秀子君紹介)(第四〇六九号)	四一四 同(浅井美幸君紹介)(第四〇八八号)
三九五 軟骨異常症患者の医療向上に関する請願(池端清一君紹介)(第三六五〇号)	四一五 同(東洋三君紹介)(第四〇八九号)
三九六 同(柳田穂君紹介)(第四三二六号)	四一六 同(井上義久君紹介)(第四〇九〇号)
三九七 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	四一七 同(伊東秀子君紹介)(第四〇九一号)
三九八 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)	四一八 同(伊藤茂君紹介)(第四〇九三号)
三九九 同(池端清一君紹介)(第三六五〇号)	四一九 同(池田元久君紹介)(第四〇九三号)
四〇〇 同(上田哲君紹介)(第四〇九四号)	四二〇 同(上田哲君紹介)(第四〇九四号)

官 報 (号 外)

- |     |   |
|-----|---|
| 四二三 | 同(大野由利子君紹介)(第四〇九七号)                           |
| 四二四 | 同(近江巳記夫君紹介)(第四〇九八号)                           |
| 四二五 | 同(岡崎宏美君紹介)(第四〇九九号)                            |
| 四二六 | 同(岡崎トミ子君紹介)(第四一〇〇号)                           |
| 四二七 | 同(長田武士君紹介)(第四一〇一号)                            |
| 四二八 | 同(鍛治清君紹介)(第四一〇一一号)                            |
| 四二九 | 同(菅直人君紹介)(第四一〇三号)                             |
| 四三〇 | 同(草川昭三君紹介)(第四一〇四号)                            |
| 四三一 | 同(五島正規君紹介)(第四一〇五号)                            |
| 四三二 | 同(奥石東君紹介)(第四一〇六号)                             |
| 四三三 | 同(権藤恒夫君紹介)(第四一〇七号)                            |
| 四三四 | 同(波谷修君紹介)(第四一〇八号)                             |
| 四三五 | 同(高沢寅男君紹介)(第四一〇九号)                            |
| 四三六 | 同(筒井信隆君紹介)(第四一一〇号)                            |
| 四三七 | 同外三件(土肥隆一君紹介)(第四一二号)                          |
| 四三八 | 同(中村巖君紹介)(第四一一一号)                             |
| 四三九 | 同(橋崎弥之助君紹介)(第四一一三号)                           |
| 四四〇 | 同(西中清君紹介)(第四一一四号)                             |
| 四四一 | 同(鉢呂吉雄君紹介)(第四一一五号)                            |
| 四四二 | 同(春田重昭君紹介)(第四一一六号)                            |
| 四四三 | 同(日笠勝之君紹介)(第四一一七号)                            |
| 四四四 | 同(伏木和雄君紹介)(第四一一八号)                            |
| 四四五 | 同(伏屋修治君紹介)(第四一一九号)                            |
| 四四六 | 同(冬柴鐵三君紹介)(第四一二〇号)                            |
| 四四七 | 同(前島秀行君紹介)(第四一二一號)                            |
| 四四八 | 同(宮地正介君紹介)(第四一二二号)                            |
| 四四九 | 同(敷仲義彦君紹介)(第四一二三号)                            |
| 四五〇 | 同(山口那津勇君紹介)(第四一二四号)                           |
| 四五一 | 同(山田英介君紹介)(第四一二五号)                            |
| 四五二 | 同(山中邦紀君紹介)(第四一二六号)                            |
| 四五三 | 同外三件(山下徳夫君紹介)(第四一二七号)                         |
| 四五四 | 同(山花貞夫君紹介)(第四一二八号)                            |
| 四五五 | 同(吉井光照君紹介)(第四一二九号)                            |
| 四五六 | 同(吉田和子君紹介)(第四一二三〇号)                           |
| 四五七 | 同(和田静夫君紹介)(第四一二三一號)                           |
| 四五八 | 同(渡部一郎君紹介)(第四一二三二号)                           |
| 四五九 | 同(小沢和秋君紹介)(第四一二三八号)                           |
| 四五〇 | 同(金子満広君紹介)(第四一二三九号)                           |
| 四五一 | 同(木島日出夫君紹介)(第四一二三〇号)                          |
| 四五二 | 同(児玉健次君紹介)(第四一二三一號)                           |
| 四五三 | 同(佐藤祐弘君紹介)(第四一二三二号)                           |
| 四五四 | 同(菅野悦子君紹介)(第四一二三三号)                           |
| 四五五 | 同(寺前麿君紹介)(第四一二三四号)                            |
| 四五六 | 同外三件(野田芳成君紹介)(第四一二三五号)                        |
| 四五七 | 同(東中光麗君紹介)(第四一二三六号)                           |
| 四五八 | 同(平田米男君紹介)(第四一二三七号)                           |
| 四五九 | 同(不破哲三君紹介)(第四一二三八号)                           |
| 四五〇 | 同(藤田スミ君紹介)(第四一二三九号)                           |
| 四五一 | 同(古堅実吉君紹介)(第四一二三四号)                           |
| 四五二 | 同(正森成二君紹介)(第四一二三四一號)                          |
| 四五三 | 同(三浦久君紹介)(第四一二三四二号)                           |
| 四五四 | 同(柳田稔君紹介)(第四一二三四三号)                           |
| 四五五 | 脊髄神経治療の研究開発促進に関する<br>請願(沢藤礼次郎君紹介)(第三六六〇<br>号) |
| 四五六 | 骨髓バンクの早期実現に関する請願<br>(平田米男君紹介)(第四一二六九号)        |
| 四五七 | 立脅センター設立に関する請願(右<br>井一君紹介)(第三八五七号)            |
| 四五八 | 同(土肥隆一君紹介)(第四一二七八号)                           |
| 四五九 | 國立脅センター設立に関する請願(右<br>井一君紹介)(第三八五七号)           |
| 五〇〇 | 同(渡部一郎君紹介)(第四一二七九号)                           |
| 五〇一 | 保育所制度の充実に関する請願(鹿野<br>道彦君紹介)(第四一二六二号)          |
| 五〇二 | 同(藤田スミ君紹介)(第四一二七一號)                           |
| 五〇三 | 安全な食べ物に関する請願(菅野悦子<br>君紹介)(第四一二七〇号)            |
| 五〇四 | 同(藤田スミ君紹介)(第四一二七一號)                           |

追加分の問題

- 一 子どもの権利条約の早期批准に関する  
請願(大野由利子君紹介)(第三二二号)  
二 子どもの権利条約の批准等に関する請  
願(秋葉忠利君紹介)(第三四五号)  
三 同(池端清一君紹介)(第三四三号)  
四 同(川崎寛治君紹介)(第三四五号)  
五 同(奥石東君紹介)(第三四五号)  
六 同(佐藤泰介君紹介)(第三四六号)  
七 同(佐藤徳雄君紹介)(第三四七号)  
八 同(鷗崎謙君紹介)(第三四八号)  
九 同(関晴正君紹介)(第三四九号)  
一〇 同(土肥隆一君紹介)(第三五〇号)  
一一 同(中西續介君紹介)(第三五一号)  
一二 同(水田稔君紹介)(第三五二号)  
一三 同(山口鶴男君紹介)(第三五三号)  
一四 同(山中邦紀君紹介)(第三五四号)  
一五 子どもの権利条約の早期批准に関する  
請願(小沢和秋君紹介)(第三五五号)  
一六 同(金子満広君紹介)(第三五六号)  
一七 同(木島日出夫君紹介)(第三五七号)  
一八 同(兎玉健次君紹介)(第三五八号)  
一九 同(佐藤祐弘君紹介)(第三五九号)  
二〇 同(菅野悦子君紹介)(第三六〇号)  
二一 同(辻第一君紹介)(第三六一号)  
二二 同(寺前巖君紹介)(第三六二号)  
二三 同(東中光雄君紹介)(第三六三号)  
二四 同(不破哲三君紹介)(第三六四号)  
二五 同(藤田スミ君紹介)(第三六五号)  
二六 同(古堅実吉君紹介)(第三六六号)  
二七 同(正森成一君紹介)(第三六七号)

- 二八 同(三浦久君紹介)(第三六八号)  
 二九 同(山原健二郎君紹介)(第三六九号)  
 三〇 同(吉井英勝君紹介)(第三七〇号)  
 三一 児童の権利に関する条約の批准に関する請願(串原義直君紹介)(第八三七号)  
 三二 同(清水勇君紹介)(第八三八号)  
 三三 同(堀込征雄君紹介)(第八三九号)  
 三四 同(北沢清功君紹介)(第九五八号)  
 三五 朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願(串原義直君紹介)(第八四〇号)  
 三六 同(清水勇君紹介)(第八四一号)  
 三七 同(堀込征雄君紹介)(第八四二号)  
 三八 同(北沢清功君紹介)(第九五九号)  
 三九 児童の権利に関する条約の批准に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一〇〇号)  
 四〇 同(井出正一君紹介)(第一一三三六号)  
 四一 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一一三三七号)  
 四二 同(小坂憲次君紹介)(第一一三三八号)  
 四三 同(田中秀征君紹介)(第一一三三九号)  
 四四 同(羽田孜君紹介)(第一一四〇号)  
 四五 同(宮下創平君紹介)(第一一四一号)  
 四六 同(村井仁君紹介)(第一一四二号)  
 四七 朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願(井出正一君紹介)(第一一四三号)  
 四八 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一一四四号)  
 四九 同(小坂憲次君紹介)(第一一四五号)  
 五〇 同(田中秀征君紹介)(第一一四六号)  
 五一 同(羽田孜君紹介)(第一一四七号)  
 五二 同(宮下創平君紹介)(第一一四八号)

- 五三 同(村井仁君紹介)(第一一四九号)  
 五四 子どもの権利条約の早期批准に関する請願(貝沼次郎君紹介)(第一一四七八号)  
 五六 児童の権利に関する条約の批准に関する請願(園田博之君紹介)(第一一五三七号)  
 五七 朝鮮民主主義人民共和国との国交回復早期実現に関する請願(中島衛君紹介)(第一一五三九号)  
 五八 子どもの権利条約の早期批准に関する請願(伊東秀子君紹介)(第一一〇五二号)  
 五九 同(岩田順介君紹介)(第一一〇五三号)  
 六〇 同(小沢和秋君紹介)(第一一〇五四号)  
 六一 同(金子満広君紹介)(第一一〇五五号)  
 六二 同(木島日出夫君紹介)(第一一〇五六号)  
 六三 同(児玉健次君紹介)(第一一〇五七号)  
 六四 同(佐藤祐弘君紹介)(第一一〇五八号)  
 六五 同(菅野悦子君紹介)(第一一〇五九号)  
 六六 同(辻第一君紹介)(第一一〇六〇号)  
 六七 同(寺前巖君紹介)(第一一〇六一号)  
 六八 同(永井孝信君紹介)(第一一〇六二号)  
 六九 同(東中光雄君紹介)(第一一〇六三号)  
 七〇 同(不破哲三君紹介)(第一一〇六四号)  
 七一 同(藤田スミ君紹介)(第一一〇六五号)  
 七二 同(古堅実吉君紹介)(第一一〇六六号)  
 七三 同(正森成二君紹介)(第一一〇六七号)  
 七四 同(山原健二郎君紹介)(第一一〇六八号)  
 七五 同(三浦久君紹介)(第一一〇七〇号)  
 七六 同(吉井英勝君紹介)(第一一〇七一号)  
 七七 同(五島正規君紹介)(第一一〇七二号)  
 七八 同(遠藤和良君紹介)(第一一〇七三号)  
 七八 同(遠藤和良君紹介)(第一一〇七四号)  
 七八 同(遠藤和良君紹介)(第一一〇七五号)  
 七八 同(遠藤和良君紹介)(第一一〇七六号)  
 七八 同(遠藤和良君紹介)(第一一〇七七号)

- 七九 同(児玉健次君紹介)(第一一九八号)  
 八〇 同(木島日出夫君紹介)(第一一九九一號)  
 八一 同(串原義直君紹介)(第一一九九二號)  
 八二 同(井出正一君紹介)(第一一九九三號)  
 八三 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一一九九四號)  
 八四 同(北沢清功君紹介)(第一一九九五號)  
 八五 同(小坂憲次君紹介)(第一一九九六號)  
 八六 同(田中秀征君紹介)(第一一九九七號)  
 八七 同(中島衛君紹介)(第一一九九八號)  
 八八 同(羽田孜君紹介)(第一一九九九號)  
 八九 同(堀込征雄君紹介)(第一一九九九八號)  
 九〇 同(宮下創平君紹介)(第一一九九九九號)  
 九一 同(村井仁君紹介)(第一一九九九九九號)  
 九二 同(山原健二郎君紹介)(第一一九九九九九九號)  
 九三 同(奥石東君紹介)(第一一九九九九九九號)  
 九四 同(清水勇君紹介)(第一一九九九九九九號)  
 九五 同(岩田順介君紹介)(第一一九九九九九九號)  
 九六 同(大野由利子君紹介)(第一一九九九九九九號)  
 九七 同(古堅実吉君紹介)(第一一九九九九九九號)  
 九八 同(網岡雄君紹介)(第一一九九九九九九號)  
 九九 子どもの権利条約の批准等に関する請願(井上一成君紹介)(第一一九九四四号)  
 一〇〇 同(伊東秀子君紹介)(第一一九九四五号)  
 一〇一 同外三件(伊藤茂君紹介)(第一一九九四六号)  
 一〇二 同(佐藤敬治君紹介)(第一一九九六七号)  
 一〇三 同(佐藤泰介君紹介)(第一一九九六八号)  
 一〇四 同(佐藤徳雄君紹介)(第一一九九六九号)  
 一〇五 同(齊藤一雄君紹介)(第一一九九七〇号)  
 一〇六 同(沢藤礼次郎君紹介)(第一一九九七一號)  
 一二七 同外三件(志賀一夫君紹介)(第一一九九七二號)  
 一二八 同(波沢利久君紹介)(第一一九九七三號)  
 一二九 同(鳴崎謙君紹介)(第一一九九七四號)  
 一二〇 同(関晴正君紹介)(第一一九九七五號)  
 一二一 同(閔山信之君紹介)(第一一九九七六號)  
 一二二 同(仙谷由人君紹介)(第一一九九七七號)

- 一〇七 同(上田哲君紹介)(第一一九九一號)  
 一〇八 同(上原康助君紹介)(第一一九九二號)  
 一〇九 同(小川国彦君紹介)(第一一九九四號)  
 一一〇 同外一件(緒方克陽君紹介)(第一一九九五五號)  
 一一一 同(大出俊君紹介)(第一一九九五六號)  
 一一二 同(大木正吾君紹介)(第一一九九五七號)  
 一一三 同(大畠章宏君紹介)(第一一九九五八號)  
 一一四 同(岡崎トミ子君紹介)(第一一九九五九號)  
 一一五 同外一件(加藤繁秋君紹介)(第一一九九六〇號)  
 一一六 同(川崎寛治君紹介)(第一一九九六一號)  
 一一七 同(木間章君紹介)(第一一九九六二號)  
 一一八 同(北川昌典君紹介)(第一一九九六三號)  
 一一九 同(北沢清功君紹介)(第一一九九六四號)  
 一二〇 同外三件(小森龍邦君紹介)(第一一九九六五號)  
 一二一 同(佐藤敬治君紹介)(第一一九九六六號)  
 一二二 同(佐藤泰介君紹介)(第一一九九六七號)  
 一二三 同(佐藤徳雄君紹介)(第一一九九六八號)  
 一二四 同(齊藤一雄君紹介)(第一一九九六九號)  
 一二五 同(齊藤一雄君紹介)(第一一九九七〇號)  
 一二六 同(沢藤礼次郎君紹介)(第一一九九七一號)  
 一二七 同外三件(志賀一夫君紹介)(第一一九九七二號)  
 一二八 同(波沢利久君紹介)(第一一九九七三號)  
 一二九 同(鳴崎謙君紹介)(第一一九九七四號)  
 一二〇 同(関晴正君紹介)(第一一九九七五號)  
 一二一 同(閔山信之君紹介)(第一一九九七六號)  
 一二二 同(仙谷由人君紹介)(第一一九九七七號)

官報(号外)

- 一一三 同外三件 (田邊誠君紹介) (第一九七八号)  
 一二四 同外一件 (田並胤明君紹介) (第一九七九号)  
 一三五 同外十一件 (谷村啓介君紹介) (第一九八〇号)  
 一三六 同 (時崎雄司君紹介) (第一九八一號)  
 一三七 同 (中西續介君紹介) (第一九八三號)  
 一三八 同 (馬場昇君紹介) (第一九八五號)  
 一三九 同 (早川勝君紹介) (第一九八四號)  
 一四〇 同 (藤田高敏君紹介) (第一九八五號)  
 一四一 同外一件 (細川律夫君紹介) (第一九八六號)  
 一四二 同 (堀込征雄君紹介) (第一九八七號)  
 一四三 同 (前島秀行君紹介) (第一九八八號)  
 一四四 同 (松浦利尚君紹介) (第一九八九號)  
 一四五 同 (松原脩雄君紹介) (第一九九〇號)  
 一四六 同 (三野優美君紹介) (第一九九一號)  
 一四七 同 (水田稔君紹介) (第一九九二號)  
 一四八 同 (武藤山治君紹介) (第一九九三號)  
 一四九 同 (村山富市君紹介) (第一九九四號)  
 一五〇 同 (元信堯君紹介) (第一九九五號)  
 一五一 同 (安田修三君紹介) (第一九九六號)  
 一五二 同外三件 (山口鶴男君紹介) (第一九九七號)  
 一五三 同 (山中邦紀君紹介) (第一九九八號)  
 一五四 同 (山花貞夫君紹介) (第一九九九號)  
 一五五 同 (山元勉君紹介) (第三〇〇〇號)  
 一五六 同 (吉田正難君紹介) (第三〇〇一號)  
 一五七 同 (和田貞夫君紹介) (第三〇〇二號)  
 一五八 同 (渡辺嘉蔵君紹介) (第三〇〇三號)  
 一五九 児童の権利に関する条約の批准に関する請願

- 一六一 子どもの権利条約の早期批准に関する請願 (第三〇〇五號)  
 一六二 子どもの権利条約の批准等に関する請願 (第三一六〇號)  
 一六三 請願 (細川律夫君紹介) (第三一六一號)  
 一六四 同 (細川律夫君紹介) (第三一八六號)  
 一六五 同 (細川律夫君紹介) (第三三五四號)  
 一六六 朝鮮民主主義人民共和国との国交回復  
 早期実現に関する請願 (園田博之君紹介) (第三四五五號)  
 一六七 子どもの権利条約の早期批准に関する請願 (上原康助君紹介) (第三三六〇四號)  
 一六八 同 (外口玉子君紹介) (第三六〇五號)  
 一六九 同外一件 (遠藤乙彦君紹介) (第三七五七號)

- 一七〇 同 (小沢和秋君紹介) (第三七五八號)  
 一七一 同 (金子満広君紹介) (第三七五九號)  
 一七二 同 (木島日出夫君紹介) (第三七六〇號)  
 一七三 同 (児玉健次君紹介) (第三七六一號)  
 一七四 同 (佐藤祐弘君紹介) (第三七六二號)  
 一七五 同 (菅野悦子君紹介) (第三七六三號)  
 一七六 同 (辻第一君紹介) (第三七六四號)  
 一七七 同 (寺前慶君紹介) (第三七六五號)  
 一七八 同 (東中光雄君紹介) (第三七六六號)  
 一七九 同 (不破哲三君紹介) (第三七六七號)  
 一八〇 同 (藤田スミ君紹介) (第三七六八號)  
 一八一 同 (古堅実吉君紹介) (第三七六九號)

- (農林水産委員会)  
 一 米市場開放阻止に関する請願 (岡崎トミ子君紹介) (第二六六號)  
 二 同 (戸田菊雄君紹介) (第二七七號)  
 三 同 (岡崎トミ子君紹介) (第七三三號)  
 四 同 (岡崎トミ子君紹介) (第一二二八號)  
 五 同 (岡崎トミ子君紹介) (第一九九號)  
 六 同 (岡崎トミ子君紹介) (第三三一號)  
 七 同 (日野市朗君紹介) (第三三二號)  
 八 同 (岡崎トミ子君紹介) (第四一二號)  
 九 同 (岡崎トミ子君紹介) (第五一二號)  
 一〇 同 (愛知和男君紹介) (第六一六號)

- 一一 同 (伊藤宗一郎君紹介) (第六一七號)  
 一二 同 (内海英男君紹介) (第六一八號)  
 一三 同 (大石正光君紹介) (第六一九號)  
 一四 同外一件 (岡崎トミ子君紹介) (第六二〇號)  
 一五 同 (長谷川峻君紹介) (第六二一號)  
 一六 同 (三塚博君紹介) (第六二二號)  
 一七 米の市場開放阻止に関する請願 (串原義直君紹介) (第九〇〇號)  
 一八 同 (清水勇君紹介) (第九〇一號)  
 一九 同 (堀込征雄君紹介) (第九〇二號)  
 二〇 同 (北沢清功君紹介) (第九八五號)  
 二一 米市場開放阻止に関する請願 (岡崎トミ子君紹介) (第九〇六號)  
 二二 同 (清水勇君紹介) (第九八五號)  
 二三 米の市場開放阻止に関する請願 (木島日出夫君紹介) (第一一八八號)  
 二四 同 (井出正一君紹介) (第一三三四五號)  
 二五 同 (唐沢俊二郎君紹介) (第一三三四六號)  
 二六 同 (小坂憲次君紹介) (第一三四七號)  
 二七 同 (田中秀征君紹介) (第一三四八號)  
 二八 同 (羽田孜君紹介) (第一三四九號)  
 二九 同 (宮下創平君紹介) (第一三三五〇號)  
 三〇 同 (村井仁君紹介) (第一三三五一號)  
 三一 同 (中島衛君紹介) (第一五七五號)  
 三二 米市場開放阻止及び農業政策の確立に関する請願 (松岡利勝君紹介) (第一六八九號)  
 三三 米の市場開放阻止に関する請願 (串原義直君紹介) (第一一二四二號)  
 三四 同 (清水勇君紹介) (第一一二四三號)

- 三五 同(木島日出夫君紹介)(第二二六〇号)

三六 同(井出正一君紹介)(第二三九七号)

三七 同(中島篤君紹介)(第一三九八号)

三八 同(羽田孜君紹介)(第二三九九号)

三九 同(唐沢後二郎君紹介)(第二四〇〇号)

四〇 同(小坂憲次君紹介)(第二四〇一号)

四一 同(田中秀征君紹介)(第二四〇二号)

四二 同(宮下創平君紹介)(第二四〇四号)

四三 同(村井仁君紹介)(第二四四五号)

四四 同(堀込征雄君紹介)(第二九三四号)

四五 米の市場開放阻止及び農業政策確立に  
関する請願(岩村卯一郎君紹介)(第三  
〇八四号)

四六 米の市場開放阻止に関する請願(北沢  
清功君紹介)(第三三四九号)

四七 米市場開放阻止及び農業政策の確立等  
に關する請願(金子徳之介君紹介)(第  
四四〇五号)

四八 米輸入自由化、食管制度廃止反対に關  
する請願(小沢和秋君紹介)(第四四〇  
六号)

四九 同(金子清玄君紹介)(第四四〇七号)

五一 同(木島日出夫君紹介)(第四四〇八号)

五二 同(児玉健次君紹介)(第四四〇九号)

五三 同(佐藤祐弘君紹介)(第四四一〇号)

五四 同(菅野悦子君紹介)(第四四一一号)

五五 同(辻第一君紹介)(第四四一二号)

五六 同(寺前慶君紹介)(第四四一三号)

五七 同(東中光雄君紹介)(第四四一四号)

五八 同(藤田スミ君紹介)(第四四一大号)

五九 同(古堅寅吉君紹介)(第四四一七号)

(運輸委員会)

- 精神薄弱者に対する運賃の障害者割引の適用に関する請願（安倍晋太郎君紹介）（第六二三三号）

二 同（阿部文男君紹介）（第六一四号）

三 同（愛野興一郎君紹介）（第六一五号）

四 同（青木正久君紹介）（第六一六号）

五 同（浅野勝人君紹介）（第六一七号）

六 同（麻生太郎君紹介）（第六一八号）

七 同（新井将敬君紹介）（第六一九号）

八 同（栗屋敏信君紹介）（第六三〇号）

九 同（井奥貞雄君紹介）（第六三一号）

一〇 同（伊吹文明君紹介）（第六三二号）

一一 同（石破茂君紹介）（第六三三号）

一二 同（石原慎太郎君紹介）（第六三四号）

一三 同（石原伸晃君紹介）（第六三五号）

一四 同（今井勇君紹介）（第六三七号）

一五 同（今津寛君紹介）（第六三九号）

一六 同（岩村卯一郎君紹介）（第六四〇号）

一七 同（岩屋毅君紹介）（第六四一号）

一八 同（宇野宗佑君紹介）（第六四一号）

一九 同（上草義輝君紹介）（第六四二号）

二〇 同（魚住汎英君紹介）（第六四四号）

二一 同（白井日出男君紹介）（第六四五号）

- 一一一 同(内海英男君紹介)(第六四六号)  
 一一二 同(江崎眞澄君紹介)(第六四八号)  
 一二三 同(鶴藤征士郎君紹介)(第六四九号)  
 一二四 同(遠藤武彦君紹介)(第六五一号)  
 一二五 同(小此木彥三郎君紹介)(第六五二号)  
 一二六 同(衛藤晟一君紹介)(第六五〇号)  
 一二七 同(越智伊平君紹介)(第六五三号)  
 一二八 同(小瀬恵三君紹介)(第六五五号)  
 一二九 同(小里貞利君紹介)(第六五六号)  
 一三〇 同(小沢辰男君紹介)(第六五四号)  
 一三一 同(大石千八君紹介)(第六五七号)  
 一三二 同(越智伊平君紹介)(第六五六号)  
 一三三 同(越智通雄君紹介)(第六五七号)  
 一三四 同(大石千八君紹介)(第六五八号)  
 一三五 同(大石正光君紹介)(第六五九号)  
 一三六 同(大塚雄司君紹介)(第六六〇号)  
 一三七 同(大野功統君紹介)(第六六一号)  
 一三八 同(岡島正之君紹介)(第六六二号)  
 一三九 同(岡田克也君紹介)(第六六三号)  
 一四〇 同(奥田幹生君紹介)(第六六四号)  
 一四一 同(鹿野道彦君紹介)(第六六五号)  
 一四二 同(狩野勝君紹介)(第六六六号)  
 一四三 同(柿澤弘治君紹介)(第六六七号)  
 一四四 同(柏谷茂君紹介)(第六六八号)  
 一四五 同(片岡武司君紹介)(第六六九号)  
 一四六 同(金子一義君紹介)(第六七〇号)  
 一四七 同(金子徳之介君紹介)(第六七一号)  
 一四八 同(龜井善之君紹介)(第六七二号)  
 一四九 同(岸田文武君紹介)(第六七六号)  
 一五〇 同(河村建夫君紹介)(第六七四号)  
 五一 同(木村義難君紹介)(第六七五号)  
 五一 同(唐沢俊一郎君紹介)(第六七三号)  
 五一 同(北村直人君紹介)(第六七七号)

- 五四 同(久間草生君紹介)(第六七八号)  
 五五 同(久野統一郎君紹介)(第六七九号)  
 五六 同(鯨岡兵輔君紹介)(第六八〇号)  
 五七 同(熊谷弘君紹介)(第六八一号)  
 五八 同(倉成正君紹介)(第六八二号)  
 五九 同(栗原祐幸君紹介)(第六八三号)  
 六〇 同(小坂憲次君紹介)(第六八四号)  
 六一 同(小林興起君紹介)(第六八五号)  
 六二 同(小宮山重四郎君紹介)(第六八六号)  
 六三 同(古賀誠君紹介)(第六八七号)  
 六四 同(古賀正浩君紹介)(第六八八号)  
 六五 同(後藤田正晴君紹介)(第六八九号)  
 六六 同(河野洋平君紹介)(第六九〇号)  
 六七 同(河本敏夫君紹介)(第六九一号)  
 六八 同(高村正彦君紹介)(第六九二号)  
 六九 同(鴻池祥鑑君紹介)(第六九三号)  
 七〇 同(近藤元次君紹介)(第六九四号)  
 七一 同(左藤恵君紹介)(第六九五号)  
 七二 同(佐田玄一郎君紹介)(第六九六号)  
 七三 同(佐藤謙一郎君紹介)(第六九七号)  
 七四 同(佐藤信一君紹介)(第六九八号)  
 七五 同(佐藤敬天君紹介)(第六九九号)  
 七六 同(塚原俊平君紹介)(第七〇〇号)  
 七七 同(齊藤斗志二君紹介)(第七〇一号)  
 七八 同(齋藤邦吉君紹介)(第七〇二号)  
 七九 同(坂井憲君紹介)(第七〇三号)  
 八〇 同(坂本剛二君紹介)(第七〇四号)  
 八一 同(桜井新君紹介)(第七〇五号)  
 八二 同(雀井亮君紹介)(第七〇六号)  
 八三 同(吉見庄三郎君紹介)(第七〇七号)  
 八四 同(塙谷立君紹介)(第七〇八号)  
 八五 同(高村宜伸君紹介)(第七〇九号)

官報(号外)

八六 同(杉浦正健君紹介)(第七一〇号)  
 八七 同(杉山憲夫君紹介)(第七一一号)  
 八八 同(鈴木恒夫君紹介)(第七一二号)  
 八九 同(鈴木宗男君紹介)(第七一三号)  
 九〇 同(住博司君紹介)(第七一四号)  
 九一 同(関谷勝嗣君紹介)(第七一五号)  
 九二 同(園田博之君紹介)(第七一六号)  
 九三 同(田中秀征君紹介)(第七一七号)  
 九四 同(田辺広雄君紹介)(第七一八号)  
 九五 同(田原隆君紹介)(第七一九号)  
 九六 同(田村元君紹介)(第七二〇号)  
 九七 同(高島修君紹介)(第七二一号)  
 九八 同(竹下登君紹介)(第七二二号)  
 九九 同(武村正義君紹介)(第七二三号)  
 一〇〇 同(谷垣徳一君紹介)(第七二四号)  
 一〇一 同(近岡理一郎君紹介)(第七二五号)  
 一〇二 同(戸井田三郎君紹介)(第七二六号)  
 一〇三 同(戸塚進也君紹介)(第七二七号)  
 一〇四 同(渡海紀三朗君紹介)(第七二八号)  
 一〇五 同(東家嘉幸君紹介)(第七二九号)  
 一〇六 同(虎島和夫君紹介)(第七三〇号)  
 一〇七 同(中川昭一君紹介)(第七三一号)  
 一〇八 同(中島源太郎君紹介)(第七三二号)  
 一〇九 同(中島衛君紹介)(第七三三号)  
 一一〇 同(中谷元君紹介)(第七三四号)  
 一一一 同(中村喜四郎君紹介)(第七三五号)  
 一一二 同(中村正三郎君紹介)(第七三六号)  
 一一三 同(中山利生君紹介)(第七三七号)  
 一一四 同(仲村正治君紹介)(第七三八号)  
 一一五 同(長勢甚遠君紹介)(第七三九号)  
 一一六 同(丹羽雄哉君紹介)(第七四〇号)  
 一一七 同(西田司君紹介)(第七四一号)

一一八 同(野田綱君紹介)(第七四五号)  
 一一九 同(野田実君紹介)(第七四三号)  
 一二〇 同(野中広務君紹介)(第七四四号)  
 一二一 同(野田芳成君紹介)(第七四五号)  
 一二二 同(葉梨信行君紹介)(第七五六号)  
 一二三 同(萩山教嚴君紹介)(第七四七号)  
 一二四 同(長谷川峻君紹介)(第七四八号)  
 一二五 同(烟英次郎君紹介)(第七四九号)  
 一二六 同(鳩山邦夫君紹介)(第七五〇号)  
 一二七 同(鳩山由紀夫君紹介)(第七五一号)  
 一二八 同(浜田卓二郎君紹介)(第七五一号)  
 一二九 同(浜野剛君紹介)(第七五三号)  
 一三〇 同(林大幹君紹介)(第七五四号)  
 一三一 同(林義郎君紹介)(第七五五号)  
 一三二 同(原健三郎君紹介)(第七五六号)  
 一三三 同(原田昇左右君紹介)(第七五七号)  
 一三四 同(平泉涉君紹介)(第七五八号)  
 一三五 同(平田辰一郎君紹介)(第七五九号)  
 一三六 同(平沼赳天君紹介)(第七六〇号)  
 一三七 同(吹田侃君紹介)(第七六一号)  
 一三八 同(福田康夫君紹介)(第七六三号)  
 一三九 同(福永信彦君紹介)(第七六四号)  
 一四〇 同(藤井裕久君紹介)(第七六五号)  
 一四一 同(藤尾正行君紹介)(第七六六号)  
 一四二 同(二田孝治君紹介)(第七六七号)  
 一七一 同(森喜朗君紹介)(第七九八号)  
 一七三 同(森田一君紹介)(第七九九号)  
 一七四 同(森英介君紹介)(第七九七号)  
 一七五 同(柳沢伯夫君紹介)(第八〇〇号)  
 一七六 同(山口俊一君紹介)(第八〇一号)  
 一七七 同(山口敏夫君紹介)(第八〇二号)  
 一七八 同(山崎拓君紹介)(第八〇四号)  
 一七九 同(山下元利君紹介)(第八〇五号)  
 一八〇 同(山下徳夫君紹介)(第八〇六号)  
 一八一 同(山村新治郎君紹介)(第八〇七号)

一五〇 同(牧野隆守君紹介)(第七七五号)  
 一五一 同(増子輝彦君紹介)(第七七六号)  
 一五一 同(増岡博之君紹介)(第七七七号)  
 一五三 同(増田敏男君紹介)(第七七八号)  
 一五四 同(町村信孝君紹介)(第七七八九号)  
 一五五 同(松浦昭君紹介)(第七八〇号)  
 一五六 同(松岡利勝君紹介)(第七八一号)  
 一五七 同(松田岩夫君紹介)(第七八二号)  
 一五八 同(松永光君紹介)(第七八三号)  
 一五九 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第七八四号)  
 一六〇 同(御法川英文君紹介)(第七八五号)  
 一六一 同(水野清君紹介)(第七八六号)  
 一六二 同(光武顯君紹介)(第七八七号)  
 一六三 同(宮崎茂一君紹介)(第七八八号)  
 一六四 同(宮路和明君紹介)(第七八九号)  
 一六五 同(村井仁君紹介)(第七九〇号)  
 一六六 同(村上誠一郎君紹介)(第七九二号)  
 一六七 同(村田敬次郎君紹介)(第七九三号)  
 一六八 同(村田吉隆君紹介)(第七九四号)  
 一六九 同(村山達雄君紹介)(第七九五号)  
 一七〇 同(持永和見君紹介)(第七九六号)  
 一六八 同(村田吉隆君紹介)(第七九四号)  
 一九五 同(山元勉君紹介)(第一四五五号)  
 一九六 同(加藤絢一君紹介)(第一五六六号)  
 一九七 同(田邊國男君紹介)(第一三五九号)  
 一九八 同(山元勉君紹介)(第一四五五号)  
 一九九 同(渡部行雄君紹介)(第一五六〇一号)  
 二〇〇 同(阿部不喜男君紹介)(第一五六一一号)  
 二〇一 同(井上喜一君紹介)(第一五七八号)  
 二〇二 同(高木義明君紹介)(第一五七九号)  
 二〇三 同(逢沢一郎君紹介)(第一五八〇号)  
 二〇四 同(小野信一君紹介)(第一五七八号)  
 二〇五 同(太田誠一郎君紹介)(第一五八一号)  
 二〇六 同(金丸信君紹介)(第一五八三号)  
 二〇七 同(倉田美喜君紹介)(第一五八四号)  
 二〇八 同(小杉隆君紹介)(第一五八五号)  
 二〇九 同(志賀賀君紹介)(第一五八六号)  
 二一〇 同(鈴木恒夫君紹介)(第一五八七号)  
 二一一 同(中西啓介君紹介)(第一五八八号)  
 二一二 同(浜田幸一君紹介)(第一五八九号)  
 二二三 同(松本十郎君紹介)(第一五九〇号)

一八二 同(山本拓君紹介)(第八〇八号)  
 一八三 同(山本有二君紹介)(第八〇九号)  
 一八四 同(与謝野馨君紹介)(第八一〇号)  
 一八五 同(渡瀬憲明君紹介)(第八一一号)  
 一八六 同(渡部恒三君紹介)(第八一二号)  
 一八七 同(渡辺栄一君紹介)(第八一三号)  
 一八八 同(渡辺省一君紹介)(第八一四号)  
 一八九 同(渡辺央夫君紹介)(第八一五号)  
 一九〇 同(渡辺美智雄君紹介)(第八一六号)  
 一九一 同(甘利明君紹介)(第一一六四号)  
 一九二 同(奥田敬和君紹介)(第一一六五号)  
 一九三 同(加藤絢一君紹介)(第一一六六号)  
 一九四 同(田邊國男君紹介)(第一三五九号)  
 一九五 同(山元勉君紹介)(第一四五五号)  
 一九六 同(渡部行雄君紹介)(第一五六〇一号)  
 一九七 同(阿部不喜男君紹介)(第一五六一一号)  
 一九八 同(山元勉君紹介)(第一四五五号)  
 一九九 同(高木義明君紹介)(第一五七九号)  
 二〇〇 同(逢沢一郎君紹介)(第一五八〇号)  
 二〇一 同(井上喜一君紹介)(第一五七八号)  
 二〇二 同(高木義明君紹介)(第一五七九号)  
 二〇三 同(逢沢一郎君紹介)(第一五八〇号)  
 二〇四 同(小野信一君紹介)(第一五七八号)  
 二〇五 同(太田誠一郎君紹介)(第一五八一号)  
 二〇六 同(金丸信君紹介)(第一五八三号)  
 二〇七 同(倉田美喜君紹介)(第一五八四号)  
 二〇八 同(小杉隆君紹介)(第一五八五号)  
 二〇九 同(志賀賀君紹介)(第一五八六号)  
 二一〇 同(鈴木恒夫君紹介)(第一五八七号)  
 二一一 同(中西啓介君紹介)(第一五八八号)  
 二一二 同(浜田幸一君紹介)(第一五八九号)  
 二二三 同(松本十郎君紹介)(第一五九〇号)



官報(号外)

社会労働委員会

一、医療法の一部を改正する法律案(内閣提

出、第百十八回国会開法第六七号)

二、老人保健法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八号)

三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第六八号)

四、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第九二号)

五、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正

行為を助長する行為等の防止を図るための

麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(内閣提出第九三号)

六、厚生関係の基本施策に関する件

七、労働関係の基本施策に関する件

八、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福

祉及び人口問題に関する件

九、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策

に関する件

農林水産委員会

一、農林水産業の振興に関する件

二、農林水産物に関する件

三、農林水産業団体に関する件

四、農林水産金融に関する件

五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、通商産業の基本施策に関する件

四、特許及び工業技術に関する件

五、経済の計画及び総合調整に関する件

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

八、海洋開発に関する件

九、陸運に関する件

十、海運に関する件

十一、航空に関する件

十二、港湾に関する件

十三、海上保安に関する件

十四、観光に関する件

十五、気象に関する件

通信委員会

一、通信行政に関する件

二、郵政事業に関する件

三、郵政監察に関する件

四、電気通信に関する件

五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

一、住宅基本法案(吉井光昭君外二名提出、衆法第三号)

二、総合保養地域整備法の一部を改正する法律案(木間章君外十名提出、衆法第一一号)

三、建設行政の基本施策に関する件

四、都市計画に関する件

五、河川に関する件

六、道路に関する件

七、住宅に関する件

八、建築に関する件

九、国土行政の基本施策に関する件

十、その他に関する件

三、宇宙開発に関する件

四、海洋開発に関する件

五、生命科学に関する件

六、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

一、空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案(小川国彦君外三名提出、第百十八回国会衆法第一二号)

二、環境保全の基本施策に関する件

三、公害の防止に関する件

四、自然環境の保護及び整備に関する件

五、快適環境の創造に関する件

六、公害健康被害救済に関する件

七、公害紛争の処理に関する件

八、公害健康被害救済に関する件

九、予算の実施状況に関する件

十、予算委員会

決算委員会

一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算

二、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算

三、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書

四、昭和六十二年度政府関係機関決算書

五、昭和六十二年度國有財產無償貸付狀況總計算書

六、昭和六十二年度國有財產增減及び現在額

七、昭和六十二年度國有財產無償貸付狀況總計算書

八、昭和六十二年度國有財產增減及び現在額

九、昭和六十二年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十、昭和六十二年度國有財產增減及び現在額

十一、昭和六十二年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十二、昭和六十二年度國有財產增減及び現在額

十三、昭和六十二年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十四、昭和六十二年度國有財產增減及び現在額

総計算書

六、昭和六十三年度国有財産無償貸付狀況總計算書

七、平成元年度特別会計歳入歳出決算

八、平成元年度國稅收納金整理資金受払計算書

九、平成元年度政府関係機関決算書

十、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十一、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

十二、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十三、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

十四、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十五、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

十六、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十七、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

十八、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

十九、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

二十、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

二十一、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

二十二、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

二十三、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

二十四、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

二十五、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

二十六、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

二十七、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

二十八、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

二十九、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

三十、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

三十一、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

三十二、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

三十三、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

三十四、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

三十五、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

三十六、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

三十七、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

三十八、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

三十九、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

四十、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

四十一、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

四十二、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

四十三、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

四十四、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

四十五、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

四十六、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

四十七、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

四十八、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

四十九、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

五十、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

五十一、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

五十二、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

五十三、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

五十四、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

五十五、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

五十六、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

五十七、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

五十八、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

五十九、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

六十、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

六十一、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

六十二、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

六十三、平成元年度國有財產增減及び現在額總計算書

六十四、平成元年度國有財產無償貸付狀況總計算書

六十五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

六十六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

六十七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

六十八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

六十九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十三、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十四、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

七十九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十三、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十四、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

八十九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十三、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十四、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

九十九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百四、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十三、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十四、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百十九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十三、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十四、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百二十九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十三、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十四、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十五、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十六、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十七、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十八、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百三十九、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百四十、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百四十一、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

一百四十二、平成元年度國有財產増減及び現在額總計算書

平成三年五月八日 衆議院会議録第一一十八号(上)

各委員會閉會中審查申出案件

朗読を省略した議長の報告

一  
五

官報(号外)

大蔵委員			
辞任	柳本 卓治君	補欠	伊藤 英成君
森 英介君	柳本 卓治君	森 英介君	柳本 卓治君
社会労働委員		社会労働委員	
三原 朝彦君	久野統一郎君	三原 朝彦君	久野統一郎君
農林水産委員		農林水産委員	
中村正三郎君	北川 正恭君	中村正三郎君	北川 正恭君
建設委員		建設委員	
遠藤 武彦君	三原 朝彦君	遠藤 武彦君	三原 朝彦君
野田 実君	江崎 真澄君	野田 実君	江崎 真澄君
菅原喜重郎君	永末 英一君	菅原喜重郎君	永末 英一君
江崎 真澄君	野田 実君	江崎 真澄君	野田 実君
三原 朝彦君	遠藤 武彦君	三原 朝彦君	遠藤 武彦君
永末 英一君	菅原喜重郎君	永末 英一君	菅原喜重郎君
科学技術委員		科学技術委員	
菅原喜重郎君	補欠	菅原喜重郎君	補欠
永末 英一君	菅原喜重郎君	永末 英一君	菅原喜重郎君
議院運営委員		議院運営委員	
伊藤 英成君	和田 一仁君	伊藤 英成君	和田 一仁君
和田 一仁君	伊藤 英成君	和田 一仁君	伊藤 英成君
内閣委員		内閣委員	
和田 一仁君	補欠	和田 一仁君	補欠
伊藤 英成君	伊藤 英成君	伊藤 英成君	伊藤 英成君
法務委員		法務委員	
伊藤 英成君	阿部 昭吾君	伊藤 英成君	阿部 昭吾君
和田 一仁君	山本 有二君	和田 一仁君	山本 有二君
伊藤 英成君	三浦 久君	伊藤 英成君	三浦 久君
外務委員		外務委員	
伊東 正義君	谷垣 槟一君	伊東 正義君	谷垣 槟一君
谷垣 槟一君	伊東 正義君	谷垣 槟一君	伊東 正義君
社会労働委員		社会労働委員	
岩屋 肢君	伊東 正義君	岩屋 肢君	伊東 正義君
正義君	谷垣 槟一君	正義君	谷垣 槟一君
柳沢 伯夫君	吉隆君	柳沢 伯夫君	吉隆君
市川 雄一君	石田 祝穂君	市川 雄一君	石田 祝穂君
祝穂君	市川 雄一君	祝穂君	市川 雄一君
予算委員		予算委員	
市川 雄一君	石田 祝穂君	市川 雄一君	石田 祝穂君
石田 祝穂君	市川 雄一君	石田 祝穂君	市川 雄一君
議案提出		議案提出	
（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）
一、昨七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。	一、昨七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。	一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	一、昨八日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)	国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
（議案送付）	（議案送付）	（議案送付）	（議案送付）
一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	一、今八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	一、今八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
法律案(大蔵委員長提出)	法律案(大蔵委員長提出)	新中期防衛力整備計画等に関する質問主意書(竹内勝彦君提出)	新中期防衛力整備計画等に関する質問主意書(竹内勝彦君提出)
国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	激動する世界の情勢に即応した国際貢献の方に関する質問主意書(小森龍邦君提出)	激動する世界の情勢に即応した国際貢献の方に関する質問主意書(小森龍邦君提出)
長提出	長提出	長提出	長提出
（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）
一、今八日、議長において、次とのおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、今八日、議長において、次とのおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、今八日、議長において、次とのおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、今八日、議長において、次とのおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員		災害対策特別委員	
辞任	辞任	辞任	辞任
災害対策特別委員		災害対策特別委員	
（議案通知）	（議案通知）	（議案通知）	（議案通知）
一、昨七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。	一、昨七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。	一、昨八日、参議院送付された本院提出案は船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案	一、昨八日、参議院送付された本院提出案は船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
法律案	法律案	法律案	法律案
国会法の一部を改正する法律案	国会法の一部を改正する法律案	国会法の一部を改正する法律案	国会法の一部を改正する法律案
法律案	法律案	法律案	法律案
衆議院議長 櫻内 義雄殿	衆議院議長 櫻内 義雄殿	衆議院議長 櫻内 義雄殿	衆議院議長 櫻内 義雄殿
平成三年五月八日 衆議院会議録第二十八号(一) 朗読を省略した議長の報告 国会法の一部を改正する法律案 参議院回付			

(修正に係る条文を  
掲ぐ。小字は修正文)

第四十一条第二項第七号を次のように改める。

## 七 厚生委員会

第四十二条第二項中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

## 十二 労働委員会

第四十一条第三項第七号を次のように改める。

## 七 厚生委員会

第四十二条第三項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

## 十二 労働委員会

育児休業等に関する法律案  
右の内閣提出案は本院において修正議決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
平成三年四月二十六日

官報(号外)

## (目的)

第一条 この法律は、育児休業に関する制度を設

けるとともに、子の養育を容易にするため勤務時間等に申し事業主が講すべき措置を定めることにより、子を養育する労働者の雇用の継続

を促進し、もって労働者の福祉の増進を図り、

あわせて経済及び社会の発展に資することを目

的とする。

## (育児休業の申出)

第一条 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条から第九

条までにおいて同じ。)は、その事業主に申し出ることにより、育児休業(労働者が、この法律

に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。以下同じ。)をすることができる。ただし、育児休業をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、労働省令で定

められた特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出(以下「休業申出」という。)は、労働省令で定めるところにより、

その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「休業開始予定日」という。)及び末日(以下「休業終了予定日」という。)とする日を明らかにして、しなければならない。

## (小字及び一は修正)

## 育児休業等に関する法律案

衆議院議長 櫻内 義雄殿

参議院議長 土屋 義彦

合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの休業申出があった場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 労働者の配偶者で当該休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、育児休業をすることができないこととするなどして合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

2 前項ただし書の場合において、事業主にその休業申出を拒まれた労働者は、前条第一項本文の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

3 事業主は、労働者からの休業申出があつた場合において、当該休業申出に係る休業開始予定期から起算して一月を経過する日(以下この項において「一月経過日」という。)の前日の日とされた日が当該休業申出があつた日の翌日おいて「一月経過日」という。前日の日であるときは、労働省令で定めるところによつて、当該休業申出に係る変更後の休業開始予定期とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定期とされていた

該休業申出があつた日までに、出産予定期日前の日が生じた場合にあっては、当該一月経過日前の日を当該休業開始予定期として指定することができる。

## (休業開始予定期の変更の申出等)

第四条 休業申出をした労働者は、その後当該休業申出に係る休業開始予定期とされた日(前条

第三項の規定による事業主の指定があつた場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに、同条第三項の項において同一の事由が生じた場合には、その後の労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることにより、当該休業申出に係る休業開始予定期を一回に限り当該休業開始予定期とされた日前の日に変更することができる。

2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の休業開始予定期とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して一日を超えない範

下この項において「期間経過日」という。)の前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の休業開始予定期とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の休業開始予定期とされていた

日(前条第三項の規定による事業主の指定が

あつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。以後の日である場合にあつては、当該申出に係る変更前の休業開始予定日とされた日)までの間のいずれかの日を当該労働者に係る休業開始予定日として指定することができる。

### 3 休業申出をした労働者は、労働省令で定める

日までにその事業主に申し出ることにより、当該休業申出に係る休業終了予定日を一回に限り当該休業終了予定日とされた日後に日に変更することができる。

#### (休業申出の撤回等)

第五条 休業申出をした労働者は、当該休業申出に係る休業開始予定日とされた日(第三条第三項又は前条第二項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては当該事業主の指定した日、同条第一項の規定により休業開始予定日が変更された場合にあつてはその変更後の休業開始予定日とされた日。第三項及び次条第一項において同じ。)の前日までは、当該休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定により休業申出を撤回した労働者は、当該休業申出に係る子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第二条第一項の規定にかかるらず、休業申出をすることができない。

3 休業申出がされた後休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当

該休業申出に係る子を養育しないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該休業申出は、されなかつたものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

#### (育児休業期間)

第六条 休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間(次項において「育児休業期間」という。)は、休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日(第四

条第三項の規定により当該休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の休業終了予定日とされた日。次項において同じ。)までの間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第三号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終了する。

一 休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が休業申出に係る子を養育しないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 休業終了予定日とされた日の前日までに、休業申出に係る子が一歳に達したこと。

三 休業終了予定日とされた日までに、休業申出をした労働者について労働基準法(昭和二

十一年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間又は新たな育児休業期間が始まつたこと。

3 前条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

#### (解雇の制限)

第七条 事業主は、労働者が休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者を解雇することができない。

#### (育児休業に関する定めの周知等の措置)

第八条 事業主は、育児休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 一 労働者の育児休業中における待遇に関する事項

二 育児休業後ににおける賃金、配置その他の労働条件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が休業申出をしたときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者に対する取扱いを明示するよう努めなければならない。

(雇用管理等に関する措置)

第十二条 労働大臣は、第八条から前条までの規定に基づき事業主が講すべき措置に関する指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

ける就業が円滑に行われるようにするため、育児休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する労働者(日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。)のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関するための措置を講じなければならない。

第十四条 労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。

(一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置)

第十五条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する、育児休業の制度又は前条に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指針)

第十六条 労働大臣は、第八条から前条までの規定に基づき事業主が講すべき措置に関する指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業主に対し、必要な助言、指導又は勧告を行うことができる。

3 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。(国による援助)

第十三条 国は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者の福祉の増進を図るため、第九条に定める措置を講ずる事業主その他の事業主に対して、必要な援助を行うよう努めるものとする。(政令で定める審議会への諮問)

第十四条 労働大臣は、第一条第一項、第三条第一項第二号及び第三項、第四条第一項及び第三項、第五条第二項及び第三項、第六条第一項第一号及び第三項、第八条第一項第三号及び第二項、第十一条、第十二条第三項、第十四条中「労働大臣」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第十四条中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。定又は改正の立案をしようとするとき、第十二条第一項の指針を策定しようと/or、その他の法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聽かなければならない。(労働省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。(船員に関する特例)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。(暫定措置)

第二条 この法律の施行の際常時三十人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に關しては、平成七年三月二十一日までの間、第一条から第十一

用を受ける船員に關しては、第一条、第三条第

一項第二号及び第三号並びに第三項、第四条、第五条第二項及び第三項、第六条第一項第一号及び第三項、第八条第一項第三号及び第二項、第十一条、第十二条第三項、第十四条並びに前条

中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第六条及び第三項、第六十五条第一項若しくは第二項(昭和二十二年法律第一百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第一百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、

第十二条及び第十四条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十二条第三項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第十四条中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

(労働基準法の一部改正)

第三条 労働基準法の一部を次のようにより改正す。

四 第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「責」を「責め」に改め、同項第四号中「試」を「試み」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

五 第十四条中「四 試」を「五 試みの」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

六 第十六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

七 第十七条 この法律は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第三条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第四条 運輸の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正

第五条 運輸の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 船員に関する法律案及び同報告書

条までの規定は、適用しない。この場合において、当該労働者に關する第十二条の規定の適用については、同条中「一歳から小学校就学」とあるのは、「小学校就学」とする。

(扶助)

第三条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中の労働者の待遇の状況その他のこの法律の施行状況を調査し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条 試みの

第七条 第十四条中「四 試」を「五 試みの」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第八条 第十六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条 第十七条 この法律は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第三条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第四条 運輸の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和三十三年法律第一百三十三号)に基づいて、船員に關して事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める。

第五条 第五十七条第一項中「及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和三十三年法律第一百三十三号)に基づいて、船員に關して事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める」。

第二十八条 削除

第三十五条中「第二十五条第一項及び同条第一項(第二十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに」を「第二十五条及び」に改める。

二項(第二十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに」を「第二十五条及び」に改める。

子労働者の福祉の増進に関する法律及び育児休業等に関する法律」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号を削り、第三十三号を第

三十二号とし、同条第三十四条中「第三十一号及び前号」を「前二号」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 育児休業等に関する法律(平成三年

法律第  
号)の施行に関すること。

第九条第一項中「第三十一号、第三十三号、

第三十五号及び第三十六号」を「から第三十二号まで及び第三十四号から第三十六号まで」に改める。

育児休業等に関する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

#### 議案の目的及び要旨

本案は、育児休業に関する制度を設けること等により、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もって労働者の福祉の増進を図るうとする。

1 一歳に満たない子を養育する労働者は、期間を明らかにして事業主に申し出ることにより育児休業をすることができるものとし、事業主は、育児休業を理由として労働者を解雇することができないものとする。

2 事業主は、育児休業中における待遇、育児

休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項等を周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

と。

3 事業主は、一歳に満たない子を養育する労

働者で育児休業をしないものに関して、勤務時間の短縮その他の就業しつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければならぬものとする。

4 事業主は、一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する限り、一歳に満たない子を養育する労働者についての育児休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

平成三年五月七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿  
社会労働委員長 浜田卓一郎

について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 この法律は、平成四年四月一日から施行するものとする。

#### 議案の可決理由

育児休業に関する制度を設けること等により、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、もって労働者の福祉の増進を図るうとすることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

右報告する。

6 政府は、この法律の施行後適当な時期にお

いて、育児休業の制度の実施状況、育児休業中のにおける待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘査し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等に

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十日  
第三種郵便物記可

平成二年五月八日 衆議院會議錄第二十八号(一)

官報

号外 平成三年五月八日

○第一百二十回  
國會衆議院會議錄 第二十八號(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果  
内閣提出議案　百三十件

○議長の報告  
十五件 同意

法務委員会  
一、検察及び裁判の運営等に関する調査  
外務委員会  
一、国際情勢等に関する調査  
大蔵委員会

一、今八日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。 国会法の一部を改正する法律 育児休業等に関する法律	(通知書受領)
一、今八日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律	
消費税法の一部を改正する法律	
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律	
輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律	
特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法	
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律	
中小小売商業振興法の一部を改正する法律	
一、今八日、土屋參議院議長から櫻内議長あて、參議院は閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。	
内閣委員会	
二、國の防衛に関する調査	
一、國家行政組織及び國家公務員制度等に関する調査	
地方行政委員会	
一、教育、文化及び学術に関する調査	文教委員会
二、学校教育法の一部を改正する法律案(第百十八回国会參第六号)	一、租税及び金融等に関する調査
三、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百十八回国会參第八号)	二、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百十八回国会參第七号)
四、労働問題に関する調査	三、積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案(參第二号)
三、社会保障制度等に関する調査	一、原子爆弾被爆者等援護法案(第百十八回国会參第四号)
農林水産委員会	二、農林水産政策に関する調査
商工委員会	一、産業貿易及び經濟計画等に関する調査
運輸委員会	一、運輸事情等に関する調査
建設委員会	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
一、住宅基本法案(參第一号)	一、電波に関する調査
二、建設事業及び建設諸計画等に関する調査	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
予算委員会	一、昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十三年度歳差金決算
決算委員会	

和六十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十三年度政府関係機関決算書	一、産業・資源エネルギーに関する調査 (議決通知)
二、昭和六十三年度國有財産増減及び現在額総計算書	一、今八日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。
三、昭和六十三年度國有財産無償貸付状況総計算書	内閣委員会
四、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書	一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十八回国会閣法第一八号)
五、平成元年度國有財産増減及び現在額総計算書	二、沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外七名提出、衆法第一四号)
六、平成元年度國有財産無償貸付状況総計算する調査	三、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出、衆法第一五号)
七、國家財政の経理及び國有財産の管理に関する調査	四、行政機構並びにその運営に関する件
議院運営委員会	五、恩給及び法制一般に関する件
一、科学技術振興対策樹立に関する調査	六、公務員の制度及び給与に関する件
環境特別委員会	七、栄典に関する件
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査	八、学校教育に関する件
災害対策特別委員会	九、国際文化交流に関する件
一、災害対策樹立に関する調査	一〇、文化財保護に関する件
選舉制度に関する特別委員会	社会労働委員会
一、選挙制度に関する調査	一、医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	二、民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査	三、裁判所の司法行政に関する件
閑する調査	四、借地借家法案(内閣提出第一八号)
土地問題に関する特別委員会	五、民法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査	六、公害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
外交・総合安全保障に関する調査会	七、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)
一、外交・総合安全保障に関する調査	八、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)
国民生活に関する調査会	九、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制する法律案(内閣提出第一八号)
一、国民生活に関する調査	一〇、税制に関する件
産業・資源エネルギーに関する調査会	一一、電波監理及び放送に関する件
一、資源エネルギーに関する調査	一二、住宅基本法案(吉井光昭君外二名提出、衆法第三号)
二、税制に関する件	一三、電波監理及び放送に関する件
三、閑税に関する件	一四、電気通信に関する件
外務委員会	一五、郵政監察に関する件
一、国際情勢に関する件	一六、厚生関係の基本施策に関する件
大蔵委員会	一七、労使関係の基本施策に関する件
一、国の会計に関する件	一八、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
二、税制に関する件	一九、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
三、閑税に関する件	二〇、金融に関する件
農林水産委員会	二一、証券取引に関する件
一、農林水産業の振興に関する件	二二、外國為替に関する件
二、農林水産物に関する件	二三、国有財産に関する件
三、農林水産業団体に関する件	二四、専売事業に関する件
四、農林水産金融に関する件	二五、印刷事業に関する件
五、学校教育法等の一部を改正する法律案(中西績介君外一名提出、第百十八回国会衆法第九号)	二六、証券取引に関する件
六、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(吉田正雄君外一名提出、第百十八回国会衆法第一〇号)	二七、外國為替に関する件
七、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、第百十八回国会衆法第一一号)	二八、国有財産に関する件
八、文教行政の基本施策に関する件	二九、専売事業に関する件
九、学校教育に関する件	二〇、金融に関する件
六、社会教育に関する件	二一、証券取引に関する件
七、体育に関する件	二二、外國為替に関する件
八、学術研究及び宗教に関する件	二三、農林水産業団体に関する件
九、国際文化交流に関する件	二四、中小企業に関する件
一〇、文化財保護に関する件	二五、通商産業の基本施策に関する件
社会労働委員会	二六、資源エネルギーに関する件
一、医療法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)	二七、資源エネルギーに関する件
二、民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)	二八、特許及び工業技術に関する件
二、老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)	二九、経済の計画及び総合調整に関する件
三、裁判所の司法行政に関する件	二〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
四、法務行政及び検察行政に関する件	二一、陸運に関する件
五、国内治安及び人権擁護に関する件	二二、海運に関する件
六、公害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)	二三、航空に関する件
七、郵政監察に関する件	二四、港湾に関する件
八、電波監理及び放送に関する件	二五、海上保安に関する件
九、電気通信に関する件	二六、観光に関する件
一〇、電波監理及び放送に関する件	二七、気象に関する件
一一、郵政監察に関する件	二八、建設委員会
一二、住宅基本法案(吉井光昭君外二名提出、衆法第三号)	一、通信行政に関する件
一二、電波監理及び放送に関する件	二、郵政事業に関する件
一三、電気通信に関する件	三、郵政監察に関する件
一四、電波監理及び放送に関する件	四、電気通信に関する件
一五、電波監理及び放送に関する件	五、電波監理及び放送に関する件



(議案通知書受領)

一、今八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

消費税法の一部を改正する法律案

一、今八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提案を可決した旨の通知書を受領した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案

MMRワクチンに関する質問主意書(長谷百合子君提出)及び答弁書

動物保護に関する質問主意書(大野由利子君提出)及び答弁書

西表群発地震並びに沖縄周辺の地震対策に関する質問主意書(玉城栄一君提出)及び答弁書

リニアモーターカー山梨実験線にかかる諸問題に関する質問主意書(長谷百合子君提出)及び答弁書

外国人の入国管理に関する質問主意書(早川勝君提出)及び答弁書

新中期防衛力整備計画等に関する質問主意書(竹内勝彦君提出)及び答弁書

激動する世界の情勢に即応した国際貢献の方に関する質問主意書(小森龍邦君提出)及び答弁書

[会議録追録に掲載]

衆議院会議録第二十四号( )中正誤			
ペシ	段行	誤	正
三	三	未	設施
ス	四	七	義務
二	六	三	業務
四	五	適切に	遺憾
五	四	適切に	遺憾
六	三	正	適切な

第百十九回国会衆議院会議録第一号中正誤

ペシ	段行	誤	正
四	末	評価が之に	評価が之に
六	二	正	正